## 平成17年 第3回沼田町議会定例会 会議録

平成17年9月12日(月) 午前10時04分 開 会

1. 出席議員

議長9番吉 好宏 議員 1番 杉 本 邦 雄 議員  $\blacksquare$ 2番 横 忠男 議員 3番 室 俊 議員 Щ 田 朗 4番 久 保 寛 議員 6番 議員 7番 上 野 夫 議員 山 田英 次 敏 10番 中 8番 絵 内勝 己 議員 村保夫 議員 11番 野 道 夫 議員 12番 橋 場 守 議員 13番 大 沼 恒 雄 議員

- 2. 欠席議員 5番 津 川 均 議員
- 3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名 町 長 西 田 篤 正 君 監 査 委 員 山 木 一 男 君 教育委員長 高 松 慶 子 君 農業委員会長 中 山 勝 君
- 4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役 藤 間 武君 総務課長 金子幸保君 財政課長辻山典 地域振興課長 生 沼 篤 司 君 哉君 潔君 農業振興課長 矢 野 住民生活課長 辻 広 治君 憲 彦 君 建設課長神 旭寿園園長 中 聡 君 田

- 5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員 教育長 松田 剛君
- 6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員 事務局長 江 田 哲 郎 君
- 7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名 事務局長 浅 野 信 行 君 書 記 斉 藤 真 二 君

#### 8. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名) 会議録署名議員の指名 会期の決定 議長の諸般報告 議員定数並びに議会活動等調査特別委員会調査報告 総務文教常任委員会所管事務調査報告 認定第1号 平成16年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定 認定第2号 平成16年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定 町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告 一般質問 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて 議案第 41 号 平成17年度沼田町一般会計補正予算について 議案第 42 号 沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例 について 沼田町在宅老人デイ・サービスセンター条例について 議案第 43 号 議案第 44 号 沼田町観光情報プラザ条例について 議案第 45 号 スコーレセンター設置条例の一部を改正する条例について 議案第 46 号 沼田町農業者健康管理施設設置条例の一部を改正する条例につ いて 沼田町陶芸館設置条例の一部を改正する条例について 議案第 47 号 議案第 48 号 沼田町自然環境センター設置条例の一部を改正する条例につい 7 沼田町自動車学校設置等に関する条例の一部を改正する条例に 議案第 49 号 ついて 議案第50号 沼田町交通教育研修センター設置条例の一部を改正する条例に ついて 沼田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例につい 議案第 51 号 7 沼田町農産物共同利用予冷施設設置条例の一部を改正する条例 議案第 52 号 について 議案第 53 号 沼田町米穀低温貯留乾燥調整施設設置条例の一部を改正する条 例について

- 議案第 54 号 沼田町高品質堆肥製造施設設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 56 号 沼田町痴呆性老人グループホーム設置条例の一部を改正する条 例について
- 議案第 57 号 沼田町在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例に ついて
- 議案第58号 沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 沼田町在宅介護サービス利用奨励手当支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 深川地区消防組合規約の一部を変更する規約について
- 議案第61号 北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約について
- 議案第62号 北空知衛生施設組合規約の一部を変更する規約について
- 議案第63号 北空知学校給食組合規約の一部を変更する規約について
- 議案第 64 号 五カ山地区共同利用模範牧場組合規約の一部を変更する規約に ついて
- 議案第65号 沼田町土地開発公社の解散について
- 請願第 3号 米国産などの生馬鈴薯の輸入解禁に関する請願について
- 請願第 4号 畑作政策確立・畑作物価格決定に関する請願について
- 請願第 5号 17年産米の需給適正化等に関する請願について
- 意見案第 13 号 米国産などの生馬鈴薯の輸入解禁に反対する意見書(案)について
- 意見案第14号 畑作政策確立・畑作物価格決定に関する意見書(案)について
- 意見案第15号 17年産米の需給適正化等に関する意見書(案)について
- 意見案第 16 号 平成 1 7 年度以降の中山間地域等直接支払制度における道費 予算の満額確保に関する意見書(案)について
- 意見案第 17 号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書(案) について

閉会中の所管事務調査について

欠席者:津川 均議員

### (開会宣言)

○議長(吉田好宏議長)これより、本日をもって招集されました平成17年第3回沼田町議会定例会を開会いたします。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

## (会議録署名議員の指名)

○議長(吉田好宏議長)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 室田議員、13番 大沼議員を指名致します。

### (会期の決定)

○議長(吉田好宏議長)日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。橋場委員長。

## (橋場委員長 登壇)

○委員長(橋場 守委員長)皆さんおはようございます。第3回沼田町定例会についての、議会運営委員会の報告を申し上げます。

平成17年第3回 沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る9月6日、午後3時から議会運営委員と正副議長出席のもと開催を致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、 議長からの諮問事項を受けたところであります。

これによりますと、本定例会に提出される案件は、諸般報告2件、委員長報告2件、行政報告2件、一般質問、町長に対して5人6件、教育長に対して2人で2件の計8件であります。更に、決算認定2件、専決処分1件、平成17年度補正予算1件、条例改正18件、規約の変更5件、その他の議案1件がありました。

この他、議長に提出されました請願書、要請書等5件のうち、全てを上程すべきものとして取り扱うことで、意見の一致を見たところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期は本日12日、 月曜日から13日火曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。 以上、申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。よろしくお願いします。

○議長(吉田好宏議長) 委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例

会の会期は委員長報告の通り、本日から13日までの2日間に致したいと思います。 これにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から13日までの2日間に決しました。

### (議長の諸般報告)

○議長(吉田好宏議長) 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の 議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたので、ご覧願います。

### (議員定数並びに議会活動等調査特別委員会の調査報告)

○議長(吉田好宏議長) 日程第4、議員定数並びに議会活動等調査特別委員会調 査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。杉本委員長。

### (杉本委員長 登壇)

○委員長(杉本邦雄委員長)おはようございます。議員定数並びに議会活動等調査特別委員会調査報告。平成16年第4回沼田町議会定例会において、本委員会に付託された案件について調査を終了したので、その結果を会議規則第77条の規定により報告する。

〔以下、調査報告朗読〕

○議長(吉田好宏議長)委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

#### (「なし」の声あり)

- ○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。12番。
- ○12番議員(橋場 守議員)12番、質疑はありませんが、意見があります。私は少数意見で、5名減という少数意見ではなくて、現行のとおりでやるべきだという少数意見であります。

選挙が終わりまして、何故これから大増税がくるのに、消費税を上がるのに、それを隠してはいたけれど、みんな知っている筈なのに、そういう方向の政党が大勝利をする。一体何故だろうと、みんな疑問を持つ訳ですよね。私達は今、町民の暮らしを守るためにはどうしても国の政治を本当に勉強しなければならないと思うのです。それはやはり町民のみなさんに伝えていくという任務を持っているという立場から、私は13人で良いという立場なのです。

それで、審議の中で町民の皆さんの意見を聞いて、何回か持ちかえって検討もしたのです。そういう経緯からすると、前回は一人減らしましたよね、そういう中で

更に3人を減らさなければならないというのは、自立していくのには大変な状況が 生まれる。だから経費の削減をしなければならないという立場の減員なのです。

私は、それは何時から減員するかは書いてないのです。私は、町民皆さんの意見の中で10人にすべきだということで決めることですから、私はそれを踏まえるのであれば、ここにやはり私達の任期の内に10人に減らすべきではないか。

私は減らすべきではないという立場ですけど、こういう結論に達したのであれば、早期に減員して、次の人の選挙に委ねるのではなくて、我々自信がそれを実行すべきではないかなと思うので、今後そういう検討を是非してほしいという意見を述べておきます。

○議長(吉田好宏議長)ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なしと認めます。よって本報告は、これにて終了致 します。

### (総務文教常任委員会所管事務調査報告)

○議長(吉田好宏議長) 日程第5、総務文教常任委員会所管事務調査報告を議題 と致します。委員長の報告を求めます。横山委員長。

### (横山委員長 登壇)

○委員長(横山忠男委員長)総務文教常任委員会所管事務調査報告。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

[以下、調查報告朗読]

○議長(吉田好宏議長) 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。 本件は委員長報告のとおり、受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり受理することに決しました。

#### (一般会計等決算認定)

○議長(吉田好宏議長)日程第6、認定第1号。平成16年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、例年どおり全議員の決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(辻山典哉課長)認定第1号。平成16年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成16年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を、別冊、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成17年9月12日提出。沼田町長名でございます。

○議長(吉田好宏議長)次に、監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査 委員。

### (山木監査委員、登壇)

〇監査委員(山木一男代表監査委員)平成16年度沼田町歳入歳出決算意見書。地方自治法第233条第2項の規定によって、平成16年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりであります。

(以下、平成16年度沼田町歳入歳出決算意見書を朗読)

○議長(吉田好宏議長)監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今 議題となっています、認定第1号は議員全員による決算特別委員会を設置してその 審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。

更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付 与致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、 検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

#### (水道事業会計等決算認定)

- ○議長(吉田好宏議長)日程第7、認定第2号。平成16年度沼田町水道事業会計 歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、例年どおり全議員の決算特 別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(神 憲彦課長)認定第2号。平成16年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成16年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を、別冊、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成17年9月12日提出。沼田町長名でございます。以上です。
- ○議長(吉田好宏議長)次に、監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査 委員。

### (山木監査委員、登壇)

○監查委員(山木一男代表監查委員)平成16年度沼田町水道事業会計決算審查意

見書。地方公営企業法第30条第2項の規定によって、平成16年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりであります。

(以下、平成16年度沼田町水道事業会計決算審査意見書を朗読)

○議長(吉田好宏議長)監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっています、認定第2号は議員全員による決算特別委員会を設置して、その審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。

更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付 与致したいと思います。これにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

- ○12番議員(橋場 守議員)議長。今のでちょっとお聞きしたい事があるのですが。
- ○議長(吉田好宏議長)はい、12番。
- ○12番議員(橋場 守議員)今回、できるだけ決算の審査が、来年度の予算に活かせるようという事で、本来9月くらいに決算特別委員会をやって、すぐ意見書を送るべきなのです。今回は日程の関係や、農繁期等の関係もありまして、本来それは許されない事なのでしょうけれども、すいません。

早めたのです。10月中に予定としては審査を終える事になっています。それを 今度12月定例に報告するのであれば何も意味がなくなるのです。

ですから、臨時議会を開いてでも審査結果をすぐ理事者側に通達するということが、必要ではないかと思うのです。

今回は11月末になりましたから期間はあまりないですけども、もし10月の始めにやって、せっかくやったのに12月定例会まで黙っていると意味が無くなるので、そのあたりどのように考えていますか。

○議長(吉田好宏議長)12番、後程これにつきましては十分協議させて頂きます。

#### (町政執行方針並びに教育行政報告)

- ○議長(吉田好宏議長)日程第8、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。
- ○町長(西田篤正町長)おはようございます。平成17年第3回の定例会を招集申

し上げましたところ、大変ご多用の中、議員の皆様の出席を頂きました事、心から お礼を申し上げまして、一般行政報告を申し上げます。

〈以下、町政執行方針朗読〉

- ○議長(吉田好宏議長)次に、教育長。
- ○教育長(松田 剛教育長)第3回定例議会に当りまして、教育行政報告を申し上 げます。〈以下、報告書朗読〉
- ○議長(吉田好宏議長)以上で、一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで、休憩を致します。直ちに全員協議会を開催しますので議員の皆様は、議員控室にお集まり下さい。

10時52分 休憩

13時16分 再会

# (一般質問)

○議長(吉田好宏議長)再会を致します。

日程第9、一般質問を行います。始めに町長に対して、通告順に順次発言を許します。8番、絵内議員、萌の丘について質問して下さい。

○8番(絵内勝己議員)8番、絵内です。萌の丘と題して質問をさせて頂きます。 萌の丘に土壌改良を含め、ルピナスの花畑を今造成中ですが、ルピナスの花は春の 花なので、これから植えようとしている所に、夏の花、秋の花、というふうに年間 とおして見えるようにした方が観光客を呼ぶうえにおいても大事かと思いますが、 町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○町長(西田篤正町長)それぞれ萌の丘につきましては事業費を組みながら、道の支援なども得ながら進めてきた訳でありますが、ご承知のとおり土壌があまり良い土壌でなくて、緑肥で今対応している訳でありますが、今年度秋口までには来年の予算に向けて、具体的な明年以降の事業の計画、或いは植栽する花、そのようなものを検討させて頂いて、いずれにしましてもここまで手掛けてきていますので、早期に財政の許せる範囲で取り組んでいくような努力をさせて頂きたいと考えております。

御提言のようにそれぞれの季節に花が見られる。そのような事も検討の一つとしてこれから十分、今申し上げました予算に向けて検討させて頂きたいと思います。

- ○議長(吉田好宏議長)8番。
- ○8番(絵内勝己議員) -再- それと、もちろんルピナスにつきましてはご案内のとおり、春の花でありますし、それぞれ年間通して僕はあそこの花畑を、何時行ってもそれぞれの季節に応じた花があるのだというふうにした方が、沼田町に観光

客を呼ぶにしても呼びやすいのではないだろうか。そんな感じをしております。たまたま今回、北竜町のヒマワリの花につきましても天候によってイベントをする日は決まっているものの、ヒマワリの花はまだ咲いていないというような事が今回、北竜町でもあったかと思いますが、そのようなことを考えた時に、ルピナス1本で沼田町の花畑を構成していっても中々丁度良い時に観光バスを沼田町へ引っ張ってこれるだけの力が少ないのではないか。やはり、観光客の皆さん方というのは、少なくても北竜町、沼田町のルピナス、そして秩父別町のバラというふうに、それぞれ多種多様に、広く浅く見たいというのが観光客の心理ではないかと思うのですが、そのような事を考えると、やはりルピナス1本で行くよりは、ルピナスも当然今植えてあるのも大事ですので、それを上手に咲かせて頂き、合わせて夏の花、秋の花というように私は植えるべきだと考えております。

そして今、私も萌の丘のそばに居るものですから、毎週土曜・日曜になりますと何台かの車は、萌の丘の方に上がっているのが毎回散見されるわけですが、そういった事を考えると、せっかく私達の沼田町に「萌の丘」という立派な名前を売りながら、立派な花畑を今造成しようとしている訳ですので、是非四季を通じて見られる方法を進めるべきを思いますが、町長のご見解をもう一度お伺い致したいと思います。

- ○議長(吉田好宏議長)町長。
- ○議長(吉田好宏議長)おっしゃられる事は十分私共理解をさせて頂いております。 秩父別町、北竜町或いは幌加内のソバ、こういうものとも連携をとりながら、広域 的な取り組みをしたいという事で、道にも申請を上げたりもしておりますが、メイ ンになるのは現在まで取り進めてきたルピナスをメインにしたい考えでありますが、 その他については、今申し上げましたように、建設課の方で、住民の皆様のアイデ ィアを頂く場合もあると思いますが、十分そういうご意見を参考にしながら、どう いう植栽の系統でやっていくか検討したい。

これは、勿論長期間できるだけ長い期間、お客さんに来てもらう必要がありますから、ルピナスだけではお客さんは呼べませんので、そういうものをやることによって、明日萌駅或いは温泉の誘客も出来るだろうと思いますので、そういう方向で検討させて頂きたいと思います。

次の定例会くらいまでには素案のようなものを、全員協議会或いは各委員会にお 見せして、またご意見を頂きたいと思っております。

- ○議長(吉田好宏議長)8番。
- ○8番(絵内勝己議員) 再々 それで、あそこの花畑が立派に完成した場合に、 どのような方法をもって観光客を呼ぶような計画なのか、お聞かせ頂きたいと思い ます。如何でしょうか町長。

- ○議長(吉田好宏議長)町長。
- ○町長(西田篤正町長)勿論観光客は、萌の丘だけでは呼べませんので、北竜と秩 父別あるいは幌加内と広域観光的な「花のルート」と言いますか、道もそちらに力 を入れておりますので、その一つのルートとして北空知管内手を挙げて、お客さん を呼び込むような方法を考えていきたいと思っております。
- ○議長(吉田好宏議長)よろしいですか。次、7番上野議員。沼田町の農地の廃耕 について質問して下さい。

○7番(上野敏夫議員)はい7番、上野です。沼田町の農地の廃耕についてお伺いしたいと思います。国土庁のまとめた、全国の土地利用状況調査によりますと、1982年から92年の10年間に農地が琵琶湖の4倍に相当する27万 ha も減少したと報じられております。これは全国的な傾向であります。沼田町も例外でないように思います。現在の農家状況はとても厳しく、米価の下落により経営の悪化、後継者不足とまた、離農者の増加に加えて、高齢者の離農等により沼田町の農地が守れなくなってきていると思います。

行政として何か対策を考えるべきと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと 思います。

- ○議長(吉田好宏議長)町長。
- ○町長(西田篤正町長)ご質問の趣旨は、私共も十分理解をしておりまして、私共も農地の荒廃と言いますか、担い手がいなくなった農地をどうするかという非常に大きな問題だと思っておりますし、勿論いつも申し上げておりますように、沼田の基幹産業は農業であります。しかも、水稲が主体でありまして、いまも厳しい状況にあるということは私共も理解をさせて頂いておりますが、農業関係団体の皆さん方も厳しい状況だと理解を共通にさせて頂いておりますが、町として今やれるというのは、限られていると思うのです。

といいますのは、財政的にも非常に厳しい中でどのようにやるか、私は時々農業が無くなったら、沼田町が無くなるのだから思いきった支援を考えると申し上げてはおりますが、それでも財源に限度がありまして、今従来からやってきています私共としては法人化の支援ですとか、或いは流動化対策ですとか、或いは後継者の対策等については決して他町村に劣るものではないと私は自負をしております。

その中で、それでは後継者の皆さんが、魅力があって農地を引き継ぐような施策をどうしたら良いのかとなると、やはり米価の問題になると思うのです。今の所得では全然農家をやっても食べていけない訳ですから、これはもう町の限界を超えて、国或いは道の中でやってもらわなければならない。

ところが前にもお話したかもしれませんけれども、道庁に行きまして副知事にお

会いしました。これは、北空知の首長会議の時に私が提言して、空知管内の町村会でそれを取り上げ、全員で要望に行った訳でありますけれども、副知事はもう最初からはっきり言いました。その市場化原理の農政を、農協自体が認めたじゃないか。今更道に、どうにかしろと言われても出来る問題ではない。私共が言ってる事と、向こうの言っている事は全然違いますよ、私共はそういう厳しい状況にあるから、今改めて道としても国会議員或いは政府に対して、農業をしっかり守るようにという事で運動をしなさいと言ったのですが、答えがそういう答でした。

それで、何ができるかという事でしたから私は、それでは今の道産米の消費が非常に低くなってきている、それを80%ないし90%に引き上げる努力をしなさい。それだけでも米価は変わるだろうと言ったのです。するとそれはやりましょうと言いました。でもそれ以外のことは、道としては対応できる範囲ではないという答弁でした。

私はそれを聞いて、各首長も同じだったのですけども、これではどうしようもない。これが道庁なのかなということで帰ってまいりました。それはやはり、農家の皆さん方も、もう少しそういう事に対して真剣に行動するなり、訴える必要があると思うのです。行政だけが動いても、これは中々解決できる問題ではありません。ただ、私共としては今言いましたように出来る範囲の手は打って、今後も法人化の促進ですとか、あらゆる手立てをしながらそういうものを支援していかなければならないと思っておりますが、どうかそういう意味で、農家の皆さん自身も、もう少し訴え言いますか、今の状況が非常事態だと言う事を訴えるような機会、そういうものがあってほしいなと思っている所であります。

ちょっと私共が、現在まで取り組んだ施策の内容を若干申し上げまして、今後も それを強力に推進をして、出来るだけの農地を守っていこうという事には変わりあ りませんが、現状の理解をして頂きたいと思います。

○議長(吉田好宏議長)7番。

○7番(上野敏夫議員)-再- 町長の説明を今伺って、本当に国せい云々ということだったのですが、本当に今の政府の考え方は他産業並の所得を確保すると言いながらも、北海道の水稲農家は平成27年度の目標が、他産業並の所得でいきますと、20haの耕作で530万円の年間所得になるような計画です。これでは農地を守るどころか、大変な時代にきています。これでは本当に沼田町の基幹産業の農家が成立たなく、更に耕作しづらい土地などは、なお守れなくなってきています。更に借り手、買い手のつかない土地。これについても開発公社が中に入るのですが、この公社ひとつにしても、そういう売れない所、買い手の無い土地については手を出さないような話になっております。

これでは益々沼田町の農地が荒廃に向っていくように思います。ですから、町と

して例えば、定年になった方々が耕作できるような仕組みだとか、もっと法人化を 地区ごとに作るなど、耕作放棄の受け皿を設立すべきと思いますが町長どうでしょ うか。

○議長(吉田好宏議長)町長。

○町長(西田篤正町長)確かに今、上野議員さん御提案ありました各地区ごとの連携しかも法人化、これは進めるべきだと思いますが、いずれにしましても、法人を進めるにしても機械化だとか、育苗の共同化だとか様々な問題がまた出てきますよね、その時にそれだけ投資をできる能力、余力ががあるかという事が又、問題になってくると思うのです。

その辺が非常に厳しいだろうと思いますけども、私共としては従来から農協さんに話題として投げかけているのは、農家を離農された方を一時的に雇用できるような組織形態、こういうものを検討すべきではないだろうかと今話題として提供しております。本来もうちょっとそういうあれがあるなら、農協さんの方がもうちょっと積極的に動いて頂くと、行政としてもその部分の支援をする事も可能だろうと思いますが、これは今こういう時ですから、行政だ農協だ農民の皆さんだと言っても仕方ありませんので、ちょっと今年農作業の暇な時期になりましたら、農業委員会の会長も出ておりますから、そういう面についてちょっと関係団体集まって、御提言のあった内容等も含めて、この先の農業をどうするのかという事を論議させて頂きたいと思います。

その結果は、12月までには一定の報告ができるように私共も努力をさせて頂き たいと思います。

○議長(吉田好宏議長)はい、よろしいですか。次、10番。中村議員。町勢拡大 問題について、質問して下さい。

○10番(中村保夫議員)議長、私の方から質問させて頂きたいと思います。来年度くらいから、団塊世代が定年を迎える。60になるという事で、日本中混乱している所もあるのですが、こういう人達のいわゆる終の棲家として沼田町をPRしていくことができないだろうかという事を提案させて頂きたいなと思っております。

この世代の人達というのは、高度成長時代を支えた人達でありますし、沼田町にとっても確かな戦力になるというふうに思っております。呼ぶ場合に、沼田町のウイークな部分、雪が多いとか寒いとか、色々あるのですが逆に、杉花粉が無いとか、ヒノキ花粉が無いなど、或いは色々な良い事があるようです。私達も知らなかったのですが、土いじりが出来るだとか、知り合いがいるだとか、そういった事もやはり素晴らしい点、プラスの面だと聞いております。

私として、町勢が段々小さくなっていくのではなく、逆にこういった人を呼びこ

んで、地縁血縁のあるこういった人達を呼び込んで、なんとか沼田町をもう少し大きくできないか、人が来てくれる町にならないかと思っているのですが、今インターネットの時代ですので、こういった物を駆使しながら、どうか終の棲家としての沼田町というのをアピールできないかと思うのですが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長(吉田好宏議長)町長。

○町長(西田篤正町長)ご指摘の定住促進と言いますか、そういう団塊の世代の誘致と言いますか、これは町でも真剣に考えていかなければならないだろうと私も思っておりますし、道も今年度から「北の大地への移住促進事業」と新しく事業を立ち上げたようでありますし、農水も最近の農業新聞、中村議員もご覧になっていると思いますが、住宅を改造する半分の費用を来年の予算で見るという報道がなされております。

そういう事をしながら、都会から農村へ移住をさせて、~~~ある発展とかそういう事を言っているのでありますが、私共としても、担当者からもらってきたのですが、今沼田町の定住情報というのはインターネットでこれだけのページのものが入っております。個々に1軒、1軒あたりまして貸すことが可能或いは売却が可能な住宅はこういうものですよと、間取りまで入っておりますけども、こういう情報で今担当課長から聞きますと、結構紹介が入ってきている。ですから私共としては、こういうものを通じて、もっと魅力のある情報を提供するようなことも考えていかなければならないと思っております。

生沼課長からもらった数字では、沼田町出身の22年から24年生まれの数、概数ですが約1,500人。これは沼田小学校の同窓名簿からとったというような数字ですが、それでも1,500人いらっしゃる。

それから私は非常に興味を持っているのは、先般退任議員さんとの交流の時に、何方かの議員さんとお話したかと思いますが、昔、浅野で町会議員をやっておられました米田さんという方のお孫さんが、娘さんが「私の生まれた所の自動車学校に行って免許を取ればいい」というので、埼玉か神奈川からか、今沼田町に免許を取りに来ているのです。温泉に泊まって今、取りに行っていますけども、そういう昔の故郷に対する思いといいますか、そういう繋がりというのは非常に大きいだろうと思うのです。特に、炭坑離職者などもおりますし、その子供さん方もおりますから、そういう所は東京沼田会、或いは札幌沼田会を通じながら、もっと広範囲に渡って継続的に運動を展開していかなければならないだろうと思っております。

本当に大事な施策だと思っておりますので、これは今言った農水だとか道も新しい年度から本格的に動くだろうと思いますので、私共としても今機構改革の検討を して頂いておりますが、こういう定住促進の情報を発信するのは今の地域開発課が やっておりますし、広報を担当するのは総務課の中に広報情報室がある。これらを 一元化してやっていかないと、どうしても情報の発信が多岐に渡ると、バラバラの 情報が出てしまう事もありますので、これは間もなく最終答申が出てくるだろうと 思いますから、その中でどのような取り組みをして、こういうものをしっかりと扱 う部署を決めていかなければならない。それが企業誘致とか、定住促進とか、様々 な問題に繋がっていくだろうと思いますので、その点については十分検討させて頂 きたいと思います。

○議長(吉田好宏議長) 10番。

○10番(中村保夫議員)-再- ちょっと質問を忘れておりまして、答えて頂いたのですが、団塊世代の実数について 1,500 人という数字を聞かせて頂きました。例えばこの 10% くらい沼田に帰ってきてもらえないかという事で、そうすると 150 人、150 家族ですよね。これは沼田町にとっては、喉から手が出るほどほしいくらいの人数です。

それから又、この世代全体の 0.01%とここに書いたのですが、例えば 100 万人いれば、100 人くらい、300 万人いれば 300 人くらい、そういった人達が沼田町って良い町だね。ちょっと住んでみるための資料くらい、取り寄せてみようかと思わせる事が必要なのではないかと思うのです。

我々今、非常に苦労しながら厚生病院の建替えですとか、或いはシルバータウンの造成ですとか、色々な事を考えております。それらも、こういった団塊世代の受け入れとリンクさせて、これは貴方がたのためにやってあげるのだよと、病院もいいのを建ててあげるし、老人医療に特化した厚生病院を建てるのです。皆さんどうぞ帰ってきてくださいといった、格好をつけて言うと、「沼田町カムバックキャンペーン」なんかを展開して、何処に書いてあるか分からないような住宅情報よりは、沼田町のホームページのトップページに、「帰っておいでよ沼田町」みたいな、そういった所から簡単に入っていけるような、そういったシステム或いは、東京沼田会も今度あるそうですが、そこで言えるかどうか分かりませんが、そういった所で、最後は沼田町に帰っておいでよと、それでこの1,500人の内の10%、或いは全体で300万人いる団塊世代の0.01%、300人。そういった人達が、沼田町に目を向けてくれる、それじゃあちょっと覗いてみようかということで、やってもらえるような仕掛けづくりをしてもらいたいなと思っております。

去年だったか、上士幌町であれは糠平温泉だったかと思うのですが、杉花粉を何か治療するためのツアーみたいなのを企画して、それが非常に好評だったというのを聞いております。沼田でもほたる館で、2月・3月・4月くらいだと思うのですけども、花粉がないよ。ちょっと寒いけど、寒さの体験もできるし、空気がクリーンだよ。食べ物もおいしいよ。そういったような、まず第1歩目としては、そうい

った所から話を進めていって、とにかく沼田に目を向けてもらえるような仕掛けづくりをするべきだと思っておりまして、そういった方向でやれるかどうかという点での答弁をお願い致します。

○議長(吉田好宏議長)町長。

○町長(西田篤正町長)おっしゃる内容は十分私も理解をさせて頂いておりますし、 そうした定住促進といいますか、情報の発信というのはやはり、ある程度重点的な 施策の中でやっていかなければ出来ないだろうと思うのです。一般的な事務の中で、 そういうものを処理するという事は中々難しいと思いますので、先程申しましたよ うに、もう一度、しょっちゅう広報関係を行ったり来たりさせて申し訳ないのであ りますが、総合的にどういう所で、どういう扱いをして、どういう人員スタッフで やれば良いかも含めて、検討させて頂きたいと思います。

なお、おっしゃられるキャンペーンを何かテーマになるひとつの呼び込むものですね、これは大事な事でありますから、そういうものを発想できるような職員をそこに持っていかないと、ただ単純に事務的な事だけ処理されたのでは、中々そこまで行かないだろうと思います。それは、町内からそういうアイディアを求めるとか、或いは庁舎内からアイディアを求めるとか、様々なことをやらなければなりませんけども、そういう組織の中をまずどのようにするかを定めてですね、どういう取り組みでやるか、これは最重点の課題として来年以降取り組むような体制を組んでいきたいと思います。

- ○議長(吉田好宏議長) 10番。
- ○10番(中村保夫議員)最重点という言葉を信用致しまして、質問を終わります。

○議長(吉田好宏議長)次、6番、山田議員。商工業者(商店等)を取り巻く諸問題について質問してください。

○6番(山田英次議員) 6番山田です。チェックした1、2、3の3点が関連していますので一括して聞きたいと思います。

日銀の調査では7月の景気判断指数といいますか、それらが3ヶ月前から大幅な 改善をされていく。多くの地域では緩やかな回復気象にある。このような報道がさ れておりますけれども、当沼田町においては中々そのような景気の回復とか、景気 が良くなったとかいう実感が沸かない所が実態だと思っております。

只今の前者の中村議員さんが、縷々沼田町の人口の増えるような施策をお願いしていた所でございますが、私としても人口が減少することによって、商店街に及ぼす売上げの減少、それから少子化・高齢化による購買力の減少、それから出先機関のこれからの対応なのですが、それらが撤退することによって沼田の商店街がどのような経営を強いられるのか、このような関連でお聞きしたいと思っております。

減少の原因の一つには、平成7年頃、私の記憶では米バラ施設といいますか、あれで大量に農家の方々が、近代農家ということで離農された方が、たくさんおられたなと思うのですが、その時に離農された半分の方々が、町外へ転出していったということで、平成5年には4,881人の人口が7年には4,731人、それから急激に減りまして、平成12年には、4,373人。それから17年は4,115人という事で、この10年間で600ちょっとの人口が、いなくなったという表現が良いのか、子供を産まないから自然的な現象で、少子高齢化になっていったのでこうなったのか、これによって、購買力というのは、小さいというか若いというか、そういう年代層の人口が多ければ多いほど、消費力が強いと言いますか、多いものですからやはり商店街の売上げにしても、それだけ売上げが増すという事でございますが、現在の年齢層を鑑みると、60才以上の人口は殆ど減らないで、むしろ増えていっている傾向があるのかなと。それから、保育園・幼稚園・小学校これらはぐんと激減しているのが現状だと思うのです。これらの人達が減るという事は、やはり商店街、ようするに物を売って商いをしている商売の方々は、大変な売上げ減に繋がることが多くなっている事だと思うのです。

それに輪をかけて、昨年ですか警察署がなくなる、普及所がなくなる、高校も 18 年度の生徒が定員に満たなければ、その次からは募集停止になるというような暗いニュースばかりが出てくると、これから商店をどうしよう、こうしようという気力が無くなると言いますか、まあまあ自然と年取ったら辞めればいいのだという事の繋がりで、ここ1、2年で商店が8軒ほど辞められたということなので、まあ辞められた人がまだ沼田町にいれば良いのですが、辞めてすぐよその町村へ移転してしまうとすれば、よけい人口減少に繋がっていくということになろうかと思うのですけれども、これらの対策を早急に、5年・10年のスパンで考えていますと、経営している商店主が、そこまで維持できるのかなという心配も最近出てきた所でございます。

私も若かったから、あまり気にしていなかったのですが、急速に私達の世代の方々が商売を辞められるという現実に直面する時に、物凄くそれが不安になってきたということが現実でございますので、そういう事に対しての町長の対応策として、どうお考えになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから4番目のやつは後程これが終わったら質問させて頂きたいと思います。 ○議長(吉田好宏議長)町長。

○町長(西田篤正町長)これは認識は同じだと思いますけども、道内で人口が増加 しているのは札幌圏だけなのです。特に空知管内、まあ南幌町は人口が増加したと 言いますけども、ここ数年減少に入ってまいりましたし、そういう状況というのは 今後続いて、間もなく日本の総人口が半減すると言われています。その中で、沼田 町の人口が減らないという理由はどこにもない訳でして、それをいかに維持するかという事だと思います。その一つの方法として、先程中村議員より御提言のあった方法もひとつだと思いますけども、いずれにしましても私は前から議会で申し上げておりますけども、商店の衰退といいますか、減少するのはまず商工会の会員の皆さん。商工会自体がですね、もう少し真剣に論議をして頂く必要があるのではないだろうか、私も時々商工会に行って色々な話を聞いたり勉強させてもらっていますが、やはり、個々の商店会独特の雰囲気があるのだと私は思うのです。個々の商店がそれぞれの社長さんで、それぞれが主ですから、中々そこに入り込んでいって、指導するというのも商工会の事務局としては難しいという話を何回も聞いた事がありますし、それであればやはり、商工会長さん自らですね、沼田の将来の、商店街の形成、或いは購買力を上げるためにどうしたら良いかという検討も十分やるべきだろうと思うのです。

今それが一つのきっかけとなっているのがTMOだと思うのですけども、そのTMOの活動に対しては町も全面的に協力をしますよと約束をさせて頂いております。ですから、そういうものを進める時に、山田議員さんがおっしゃるような観点を持って、TMOをどう進めるかという考えをやってもらわないと、私はいけないと思います。そういう部分は行政に任せておいて、自分達の事だけを考えるというようなTMOではこれは全く困るであろうという気が致します。ですから、私共もやはり、今よく意見交換するような事をお願いしておりますけども、そういう中で、常に言っている事は、商工会自体が沼田の商店を将来どういうふうにするですか。人口が減っていくのは勿論そうですし、商店の経営者の高齢化もありますし、それから例えば沼田町でいくと、セイコーマートとローソンの2店が出ただけで商店の影響が相当あると思うのです。

ですから、その時も私不思議に思ったのは、セイコーマートが来る時に何回も商工会に地元で受ける商店がありませんかという相談に来たけども受けなかったというのです。その辺りから考え方の甘さがあったのかなという感じがするのです。でも、これは私一人なのかもしれません。これがもしも、商店3軒、4軒でも共同で今のセイコーマートを引き受けたとすれば、おそらくこのローソンは入ってこなかったと思うのです。そうすると、自分の店で売る分と、共同経営する部分とで商売が成立つと思うのです。

そういう事を一つ一つ考えると、色々な工夫がいるだろうと思いますが、そうした物の考え方をもう少し商工会自らも努力をしてほしいなという気が致します。勿論私共もそういう面での支援をさせて頂きますけども、商店街が歯抜けになるというのはこの先5年をみても10年をみても、まだ相当減っていくだろうという見通しが立っている訳ですから、その抜けた所をどうするかという考えは、私共行政と

しても検討します。それがシルバータウンに繋がっていると思いますから、そういう検討はしますけれども、その辺今申し上げましたようにもう少し考えてほしいなと思います。

それから、平成7年度米バラが出来てから農家が減ったというのは、これは決して米バラが出来たから農家が減ったのではなくて、これは認識が私共と違うのですが、米バラが出来て農家は離農する方が納まったと言いますか、逆に米バラによって留まった農家の方がたくさんいる。その7年というのは、負債を抱え込んでどうしても離農せざるを得ない勧告を受けた人達が離農していったと思うのです。そういう事はこれからも農業の中でも、先程上野議員さんからご質問の農家の中でも続くだろうと思いますし、商店街もそういう状況だとすれば、やはり何らかの抜本策を私共としても考えていかなければならないと思ってはおります。

しかしながら今、具体的にその妙案といいますか、これをやれば100%特効薬だという事はまだ、今の所は見つかっておりませんので今後更に職員と共々、英知を絞りながら努力をさせて頂きたいと思っております。

それから出先機関の関係については、高校の問題もありましたけれども、これは後程教育長の方にもあるのか分かりませんが、やはり中学3年生を抱えているお父さんお母さん、それから子供さんの認識が私共の町が抱えている危機感、或いは高校が抱えている危機感とは全く違う次元なのです。ですから、単純にいきますと、教育長がよく話していますけども、保育園から幼稚園、小学校から中学校と同じクラスで同じ子供と顔を合わせているから、今度は違う子供と勉強したいし、友達になってみたい。そういう単純な思いなのです。或いは、何年か前には下宿がしたいので、家から離れた事がないので幌加内高校に行くのだという子供もいました。それから通学をした事がないので、通学をしてみたい。こういう単純な思いで方向が変わるという。ですから私共が説得するということは、沼田高校がこれだけ立派にやっていますよと言っても理解頂けない。そういう苦しさがあります。それ以外の出先の機関については、道の行革の中でまだ検討されているようでありますが、私共は当然これを存置するための努力は、引き続きやらせて頂きたいと思っているところであります。ちょっと長くなりましたので一旦、切らせて頂きます。

○議長(吉田好宏議長)6番。

○6番(山田英次議員) - 再 - 今町長のお話も分からない訳ではないのですけど、 セイコーマートだとかローソンだとかは、売上の何10%は本社の方に納めて頂き たい。そういうような意向の話を、私共もちょっと聞かさせた記憶があるのですけ ども、そうすると今それだけ納められるだけの能力のある商店会があるのかなと、 売り上げに管理されるという表現が良いですか。そういう事で沼田の商店街があま り飛び付かなかったのかなという気がしております。相手は大企業ですから、何年 間は赤字でも良いからやりたい。やっても良いのだという考え方の企業さんと、沼田町における商店会は、やはり零細の零細で、ちょっと売上が落ちると銀行さんにお金を借りに行っても、もう辞めなさいと言われるくらいの売上げしかない。

例えば、1年間に300万未満の売上げしかない夫婦、おばあちゃん、子供、それで店をやっていくという事になると、これは到底銀行でなくても私達が聞かされても、まるっきり売るものが只でも生活するのには大変でしょう。まあアルバイト行ったり、お母さんが出稼ぎに行ったり、おばあちゃんが子守りをして、夫婦して外に出ていってというような実態だろうと思うのです。やはり時代がそういう時代で、深川へ行ったり旭川行って買い物をした方が何10%か安くなるから、沼田で買わなくて良いのだと。そうすると売れないから、あまり商売に熱が入らないし、どっか出稼ぎに行ってその日暮らしをすれば良いのだと。お互いに悪循環みたいのが重なってきて、今の沼田町の商店街が多少の人がそのような格好でいるのかなと思うのです。

町長が言われたとおり、商工会で一生懸命真剣にそれらの事を考えて、そして前向きにその事を町に相談してという話もございますが、なにせやっている事は全部、同じ商売やっている人は、家はこれだけ売上げあって今年これだけ損したから、こういう事ですよというような、帳面の中身まで表現して相談する営業者は一人もいない。ただ銀行へ行ってお金を借りる時に、仕方ないからこういう事ですという説明で、むしろ商工会の経理している職員さんにも見せない、むしろ分かるのは財政課の課長さんの方が、町民の収入が幾らあるかは分かっているはずだとい思うのです。商工会の職員さんは、商工会経由で税務署に出す書類は分かるけれども、後は分からない。ですから全部のデータは、税務署さんから来なければ、沼田の商店街がどれくらい売れたかのデータは取れないのだという話でございますので、私達もそれはどのようにしているのかと聞いても、答えてくれない部分がたくさんあるのだろうと思います。

ですけれども、昔は店屋さんは家族単位で商売をしていたのが現状だろうと思うのです。お父さん夫婦、それからおじいちゃん、おばあちゃん。それらがお店番をする。変わりばんこにご飯を食べる。そして朝の早い店屋さんは7時から、晩は9時まで店を開けていて、今の問題で言うと労働基準法に触れるような生活でお店をやってきた。それでも売れて営業が成立っている時は、それでも良いのですが、先程も言ったように年間300万しか売り上げがない店屋さんが、どんな事をしてもおそらく食っていかれないから出稼ぎに行かなければならない。そうすると、どうしても急に来たお客さんのサービスが悪くなるから、当然お客さんが逃げていくという悪循環になるのかなと思うのですけども、これらの事を商工会で対応しようと思っても、中々良い智恵も浮かばないし、困りましたと本人から直接聞いた訳でも

ないので、それを公にこれこれこういう人ですと実例で言う訳にはいかないので、 私達もそういう実態の商店があるのだという事で、皆さんに認識して頂いて、良い お話があれば、こういうふうにして持っていけば良いのではないかという事で、ご 教授を願いたいなという事で質問させて頂いている所でございます。

それから、出先機関の高校の問題ですけども、確かに自分の子供だけは、東大まで行かせるのだから沼高ではちょっと駄目だ、だから深川でも旭川でも札幌でも、良い学校に入れたいのは分かりますが、それによって沼田の高校が無くなるという事も、そこの時代で中学校を卒業する子供らの責任と言うと怒られますが、そういう環境で育ってきて自分がそれ以上のことは必要無い、だから沼高は必要無いのだからいいのだと、そこはそれでいいのですが、現にこれから5年後に沼高に入りたかったという子供達が、沼田に高校が無いという場合、責任を重く感じる所があると思うのです。

ですから、できるだけ町民全部が合併をしない、苦しみを分かち合って、しばらく沼田町は独立してやろうと言っているのですから、やはり傷みをお互い分かち合って自分の子供も多少の事も我慢して、沼高に入れて沼田高校の存続を続けるお願いをしたいなという事で質問させて頂いたのですが、町長のお考えがどうでしょうか。

○議長(吉田好宏議長)町長。

○町長(西田篤正町長)後の方の、沼田高校の事からお答え致しますが、決して私 共がそういう努力をしないという事ではなくて、同窓会或いはPTA会共々懸命の 努力をさせて頂き、今まで遠慮した広報を発行していたものですから前回も、とに かく来年でもう無くなる危険があるということを住民に知ってもらわなければ駄目 だという事で、広報紙にちょっと過激な言葉を使っているのを入れておりますが、 それくらいやらなければ実態が分からないだろうという事、それから下宿の受け入 れ先を是非引き受けてほしいという事でチラシも教育委員会でやりましたが、これ も教和工務所さんの1軒のみで、あとは町民の皆さん何処からもそういう手を上げ る所はない。むしろ私はやはり、町民の皆さんがそれほど沼田高校を、愛着を感じ ながら残す必要があるというのであれば、せめて10軒や20軒の手が上がっても 良いのではないかと思うのです。逆に言うと私共の周知、広報が悪いと言われれば、 また検討しなければなりませんが。

意識のレベルが、そういう所なのだと思うのです。もうやむを得ないのかなと思っているのが大半の町民なのかなと、私共は実態として受けとめております。ただ、私共としては今言いましたように、町内の経済効果だとか色々な面から考えて、最大限努力するための色々な方策はやります。これほど金をつぎ込んでやっている町も珍しいと言うくらい、道教委が感心しておりますけども、それほど努力をして果

たして、皆さんに理解をしてもらえるかどうか疑問ですけども、努力はしていきます。議員の皆さん方も是非、そういうような対象の子供さんをお持ちの方がご存知でしたら、是非そういうPRをさせて頂ければと思います。

決して沼田高校が、学力的に劣るからという事ではなくて、確かに旭川ですとか 滝川だとか、東大・北大目指すようなレベルの沼田中学校の生徒もいるようですか ら、そういう子供たちはそれで良いのですが、それよりも若干下がる子供達は、沼 高に来ようが深川西高に行こうが、今の状況では変わりないのです。ただやはり、 多くの友達が集まって、お店がいっぱいある大きな町へ行きたいという。単純にそ ういう事だと思うのです。その辺を、お父さんお母さんも、子供に理解をさせてほ しいですし、私共も最大の努力をさせて頂いて、あらゆる機会を通じて沼田高校の 存置について努力をさせて頂きたいと思っております。

それから、商店街の関係についてはおっしゃるそれぞれが別々で、全く情報等も分からないという事でありますけども、やはり本当に苦しくて生き延びようとすれば、確かにそれぞれ商店の経営者で主かもしれませんが、集まって頂いてどうしたら沼田で商売が出来て、どうやったら生きていけるのだという事を真剣に論議をしてもらわなければならないと思うのです。そのことが、まず第1かなと思っている所でございます。そういう中から、何か良いヒントが出れば行政としてもまた、そういう相談にのって支援もまた、考えていきたいと思っておりますし、私共も自らそういう事で、市街地の再開発といいますか、そういうものにもどのように取り組むべきか、今後更に進めさせて頂きたいと思っている所であります。

○議長(吉田好宏議長)6番。

○6番(山田英次議員) -再々- 町長の答弁は、これはこのようにします、あのようにします、というような事にならないのは十分に周知して私も質問している所でございます。

また、私達も商工会として会員の皆様方には、こういう苦しい時だからこういう事でやりましょうと、もっともっとあからさまに自分の経営も表面に出して、何処が良くて何処が悪いという議論をしましょうというふうにしていく事が大事な時期かなと思っていますけども、中々人の釜戸といいますか、それに携わるということはよくよくの事でなければ中々難しいということですけども、今商店街がおかれている時に、5年とか10年とか長期に渡っての展望でなくて、明日、明後日の早急に対応していかなければならない問題なのかなと思っております。そういう事で、これは町長に答弁して頂かなくても良いのですが、そういうことで私達も頑張って商工会も頑張っていかなければ駄目だということも、よくよく認識している所でございます。

それから4番目の、市街地域内の空き家、それから崩壊した家の整備ですか、周

辺整備の影響という事で書いてありますけども、ある人からあの家、空き家になって屋根も無くなった家をいつまでもああやって置くのですかと尋ねられました。私らとしては、商店街、表通りは綺麗になっていても、玄関は綺麗にしているけども、裏に回ると大変な汚れようだから、これもやはり環境整備として商店街の活性化の中身に入れて質問したらどうかなと思い質問している所です。また、最近のアスベストと言いますか、古い家ですから使っているのかいないのか分からないのですが、そういう家の壊れたままの状態、それから壊れて潰れてしまったままの家の悪影響が、隣近所に及ぼさないのか、そういう心配がございまして、これは何処に言ったら良いのかと聞かれた時に、私自身もさて、これは住民生活課に言うのが普通なのかなと思ったのですが、それは1回町長にお尋ねした方が早いのかなという事で、この機会にお聞きする所でございます。

- ○議長(吉田好宏議長)町長。
- ○町長(西田篤正町長)市街もそうですけども、あちこちに空き地、空き家が目立っておりまして、解体整理をしなければならないのがありますが、これは沼田町の空き地・空き家条例というのがありまして、住民生活課でそれぞれ勧告を出しておりますから、そういう事例があれば、すでに出している家かもしれませんが、そういう所がありましたら遠慮なしに言って頂ければ私共で、対応をさせて頂いておりますので、住民生活課へ申し出て頂きたいと思います。
- ○議長(吉田好宏議長)6番。
- ○6番(山田英次議員) 再再々 それは勧告など、改善命令というのですか、 そういうものを出して、「はい」と受けとって何年というスパンがあるのか、もしそ れを実行しなければ罰金だとか、そういう条例はあるのですか。
- ○議長(吉田好宏議長)町長。
- ○町長(西田篤正町長)罰金はちょっと条例を見なければ分かりませんが、もしも必要でしたら課長の方から答弁させますが、とにかく粘り強くお願いといいますか、警告をするしか方法はないのです。それでも、最近までは取り壊しに応じておりますから、そういう地域の実状と、回りの方々からの苦情とかを訴えたりしますと、良識のある人は、ある程度費用を負担して解体して運んでくれていますから、そういう私共としてのやるべき事は、今後ともやらして頂きたいと思います。
- ○議長(吉田好宏議長)よろしいですね。次、12番、橋場議員。国政問題について、質問して下さい。
- ○12番議員(橋場 守議員)選挙が終わってしまったのですが、私が心配したように、改革をするという人の大勝利に終わったのですけども、実際解散の中で小泉首相が言っていたのは、参議院で否決されたから再度国民に問うのだという態度な

のです。ところがそうすると、47都道府県の県議会が全部反対の決議をしている のです。それから、市町村の9割以上の議会が反対だと決議しているのです。これ らは、国民ではないのだろうかと思って、非常に腹をたてて私達は聞いていたので す。

町長こういう態度に対して、やはり町民に対して民主主義とは何かというか、そういう事を日常的に啓蒙していかないと、世の中は変わらないのではないかなと思うのですが、町長はああいう態度に対してどう思っておられるか、ひとつ聞かせて頂きたい。

郵政民営化、郵政民営化で他の事はひとつも言わないで勝利してしまったのですが、マスコミの罪悪もありますけども、6月に自民党、公明党の政府税制調査会が、税制の見直しの答申をしたのです。その答申の中で、色々と掲げられた問題が、実は大増税はやらないと、自民党の今度の選挙広報の中に、サラリーマン増税ありきには反対だと言っておきながら、後の方には色々な控除の見直しをするといっているのです。ところがその控除見直しについては、だいたいこんな所だろうと計算をしたわけなのですが、その前に税制調査会の答申を6月にした時に、都議選があったのです。それで、都議選の前だったものですから、自民党、公明党の方が都議選の前にこれを出したらまずいと言ったけど出てしまったのです。それによって計算されると、今まで年収300万円の単身者、独身者ですと、所得税、住民税含めてだいたい154,000円くらいだったと、それが定率減税今、来年から半分やられちゃいますね、だけどそれを全部廃止されると、この300万円の単身者で、それだけで年間34,000円増えると、それから給与所得控除の半減だとか、配偶者控除の扶養控除の廃止なんていう事によって、300万円の単身者で、新たに10万円近く増税になるというのです。

年収500万円の4人家族、標準世帯と言いますか、お父さんが働いて、奥さんが専業主婦で子供2人。こういう人達が、今度控除の見直しをすると、大体消費税抜きにして約42万円くらい増税になるそうです。こんな事をされたら、本当に大変な事になると思うのです。もしも、こういう状態が明らかになった時に、町長はこれに対してどんな態度をとられますか。これは絶対許せないという態度で、国に立ち向かうかどうか、その辺りを聞かせて頂きたい。

介護保険なんですが、今回の町長の行政報告にも出ていましたように、何でこんな言い方するか分からないのですが、ホテルコストと言うのですね、ようするに家にいて介護を受けている人達は家賃を払っている。不公平だということで、特養やそうゆう所に入って人達も家賃をそれなりに負担させるという事らしいのです。

だけどそれでは何の為に、介護保険を払っているのか、要するに介護保険というのは、そういう施設に入らなければならない人も含めて、その施設に入る事を含め

て、お互い助け合おうという事なのです。もし足りないのであれば、国としてきちっと対処すべきだと思うのです。何の為に介護保険料を払っているのか分からない。 それから、今回介護のことだけ言いましたけれども、医療費についても入院した時にはホテルコストと言って、部屋代を取るという事なのです。こんな事があっていいものかと私は思うのですけども、町長は国で決まった事ですから、条例は提案しなければらないと思うのです。しかし、これは本当に筋違いだという考えを持つ必要があると思うのですが、これらについて町長の考え方をお聞かせ頂きたい。

### ○議長(吉田好宏議長)町長。

○町長(西田篤正町長)1番目の郵政の関係については、選挙結果のお話もありましたが、私個人的には、ああいう結果に驚いているのが実態です。まさに郵政だけを争点にして、あれだけの票が取れるというのは日本の世の中も変わった来たのかなと思っているのですが、ご指摘のように、9割近い議会が反対をしたという事は本来ですと重く受けとめてやるべきだろうと思うのです。結果的には、総理が進めたものを、国民の真意を問うというのは、何かそれが肯定されたような格好で、ちょっと将来に対して不安があるという感じで受けとめております。

それと、一番残念なのはやはり衆参の2院制をとっている日本の国会、今回、自 民党と公明党で3分の2以上取りましたよね。こうなりますと、全ての法案は全部 衆議院に戻っても全部議決できるのですね。そうすると、参議院というのは何の為 になるのか、国民の皆さんそういう所まで十分理解させないようにして、うまくや ったのかなという感じがしまして、私としては将来日本の在り方の中で、大きな論 議を呼ぶ所なのかなと思っております。それ以上言いますと、差し障りありますの で、控えさせて頂きます。

各種控除の見直しは、通告を受けてから赤旗をずっと日曜版を調べさせて頂きました。橋場議員さんのおっしゃった事がずっと載っておりますけども、確かにこれだけ取られると大変ですね。サラリーマン、公務員もそうですけども、給料また下げられるのです。その中で、様々な問題、それから農家の皆さん方もおっしゃっていた1000万以下の税の関係も様々な問題ありますけども、いずれにしても国がそういう財政状況が苦しくて取らざるを得ないというのであれば、もうちょっと具体的に国民の皆さんに説明して、ある程度理解し、納得して納めるような格好にしなければ、なんかこれは選挙の争点には全くなっていませんから、ひた隠しに隠しているとおっしゃいましたが、私共もそうなのかなと。これで選挙終わって3分の2取ったから、どんと出てくるという気がするのです。そういう事ではうまくない。やはり私共も、日頃から議員の皆さん言われますように、情報公開を一生懸命やっている訳ですから、同じように早い内に国民の皆さんに知らせて、そして大論議をして、これこそ国民の賛否を問う大きな問題かなと、そんなふうに思っております。

それぞれまた、実施される段階になりましたら町村会もおそらく全面賛成などという事はありえないと思いますので、町村会と共にまた、行動させて頂きたいと思います。

それから3番目の関係については、私前から言っておりますように、介護保険だとか国民健康保険というのは、本来国がやるべき事業なのです。若干の負担はやむを得ないでしょうけど、国保も最初発足した時には国の~~~~40%くらいだったのが今は減ってきていますので、30%ちょっとですけども、そういうふうな中で、介護保険などは各地区で保険料が違うなんて、そういう制度なのです。ですから、そうした意味ではやはり、国が責任を持ってある程度の財源を投入してやるべきだろう。それから今の、食費・居住費を取るということも、今、和風園の制度改正も同じですけども、全く情報が入ってこないのです。そして突然、法律がこういうふうに決まりました。そういう状況ですから、これは町村会も早く情報をよこせと盛んに言っていますので、私共としては取る取らないは別にしまして、やはり情報を早くよこして、入っている方にも、地域の住民の皆さんにも、今度はこのように変わるのですよと早く情報を伝えられるような事を要求しながら、まあ、只であれば良いかもしれませんが、今の財政状況でやむを得ないとすれば、どういうところが適正なのかそういう論議ができる期間があれば良かったと思っております。

○議長(吉田好宏議長) 12番。

○12番議員(橋場 守議員) - 再 - 税金の増税によって、定率減税などをやると町に入ってくる税金も増えてくるのです。だから税金が増えるからいいことになるのだけれど、それは入ってきて増えた分の3割だけは基準財政需用額の中からはみ出て利益にはなるのです。だけど、それで増えた分、交付税を交付されている団体ですから、その分は交付税で減ってしまうから、町としての財源は何も良くならないのです。まあ、3割だけは、1,000万円増税したら300万は余分に見てもらえるから良いのですが、いくら町民に増税させられても町の基準財政そのものは変わらないと何にもならないという事なのです。このあたりやはり、この増税によって、どんな影響が出るのかという事を財政課として資料を作って皆さんに啓蒙してもらいたいなと思っています。

隣で3時までやれと言っていますが、そんなにやれないので次に移ります。よろ しいでしょうか。

○議長(吉田好宏議長)次に入って頂けますか、町政問題について質問して下さい。 ○12番議員(橋場 守議員)我が町再生の考え方で、実際には根本の国のやり方 直さない限り、全部ただ傷みを負い損なのです。例えば、職員の人達に本当にもう 時間外に色々と町民に奉仕させる。だけど奉仕してそれで、例えば福祉などが良く なるのなら職員の人達も誇りを持って、俺達が苦労していることは町民の皆さんにはね返って良くなるのだというのならば良いのですが、今の国のやり方でいうと、そうなっていないですね。どんどん、例えば住民健診で千円負担してもらう、それ負担してもらっても、町の財政は良くならないです。今のやり方ではどんどん減らしてきますから。やはり、そういう負担したものが、また別な所に利用できる。福祉増進、他の所で増進させるという見通しというか、やり方が出来るような財政措置をしてもらわないと、本当に下がれば下がるほど議員13人を10人にして、その分余ったやつをどうなるかといったら、住民福祉に回っていかないのです。こんなやり方ではなくて、みんなが我慢することによって、別なところでそれが活かされるというような、そういう根本的な所を要求していかなかったら、私は再生どころか傷みだけ押し付けて、何とか我慢してくれ、それでないと財政が持たないだけになってしまうのではないかと思うのです。

そういう意味で国に対する働きかけは、私は町長だけではなくても、自民党を支持している議員さんも本当に真剣に考えなかったらならないと私は思っているのですのですが如何でしょうか。このままだと、再生どころか、苦しみだけ与えてしまうのではないかと思います。

それと2番目ですけど、中村議員素晴らしい、流石だなと思う提案しましたし、 私も本当に賛成だと思うのです。ただ、今日農業振興課の方から説明のありました、 国営事業で農地の再編で、もっともっと規模の大きな田んぼを作れといって、そう すると今の農家戸数だけでは何も効果が上がらないのです。コストを下げるために は、農家戸数を減らさなければならない。こうなってくると、一方では団塊世代の 人達を呼び込むけれども、実際これから働いてもらえる人がどんどん少なくなって いく。離農せざるを得ない状況になる訳ですよね。そうすると、これは本当に大変 だなと思って、ここに過疎が進むと書いて申し訳ない。もっと進まない提案をしな ければならないのですが、ただそこで、病院を建て替えるのに莫大なお金を町が負 担して建てなければならない。そして、この間のまちづくり懇談会では、運営費の 損失の3分の2も負担しなければならない。こうなると、病院を建てたはいいけど、 それの負担をまだずっと続けていかなければならないし、病院を建てたから患者さ んが増えるという訳ではないのですね。そういう事も含めて、実際まかたしていけ るのかどうか考えてもらわないとならないですね。特に、深川にあれだけの総合病 院が出来ましたし、そうするとここの病院よりは、向こうへ行くということになれ ば、本当に新しい病院が建っただけの話になりますから、それでは大変なので十分 そのあたり考えていかないとならないと思いますが、町長はこの後、教育長に質問 する小学校の雨漏りなどによって建替えはどうかと言ったら、まず病院の事が片付 いてからだということらしいのですが、それできちっと病院が維持していける、病 院があることによって商店を守っていくこともありますけども、病院は無くさないけれども、厚生連が言っている規模の病院がどうしても必要なのかどうか、私は町長の見解を聞かせて頂きたいなと思います。

○議長(吉田好宏議長)町長。

○町長(西田篤正町長)1番目の再生の関係についてはですね、これは前々から申し上げていますように、地方六団体緊急の抗議集会を2回に渡って開催したり、その成果が上がったのだろうと思います。17年、18年は今交付税は減額ストップになっております。このあとも引き続き、財政的に貧弱な市町村ですね、そういう所の支援というものは、かなり厳しく六団体の代表がやっておりますので、私共としてもやはり、末端の町村会から声を上げて、国の交付税制度の堅持だとか色々なものを要求に掲げてやっていきたいと思います。

ここに書いてありますように、地方があっての国がある、これは正に同じだと思いますが、農村あってこそ日本の国があると言われていますようにこういう地域を崩壊してしまいますと2度と取り返しのつかないことになると思いますので、おっしゃるような事で今後とも私共も努力をさせて頂きたいと思いますので、橋場さんの方もそれぞれ党を通じてでも結構ですから、そういう運動を是非ご協力頂きたいと思います。

それから2番目の、病院の関係については、私共としてもこの病院を全額町で建て替えなさい。或いは3分の2を町で持ちなさいということに対しては、やはりちょっと考えさせられる所があるのですが、いずれにしても道内にある他の一般病院という所が、医者を直接町の病院として抱え込んで運営すると、まだまだ赤字が酷くなる。だから今、厚生連でこの程度の負担で済むのであればという事で、次から次へと引き受けているのです。説明しましたように、摩周の病院は赤字の全額を弟子屈町が持つ。今、北見と合併する常呂町も、町立病院を厚生連に頼むと言った時には、病院の改築費を新北見市が全部持ち、赤字の分も全部持ちます。そういう条項で契約してしまった。ですから今、赤字の損失分を負担しない町で残っているのは私共の町だけです。これは建てかえる時に必ず実行してもらわないと駄目だと言われています。

この状況については、議員の皆さん方も直接会長とお会いして、まあ鼻息の荒さというか、そういうものを理解して頂けたかと思いますが、私共としては建替える条件の中で、諦める事なく、私共も勿論行きますが、議会もそういう方向で赤字分については自分達の責任で処理しなさいとか、都市病院はみんな黒字なのですから、そういうのは議会と共に私もこれから努力をさせて頂きたい。ただ、病院が沼田町に無いという事は避けなければならない。和風園、旭寿園もありますし。そうした意味と、前回の懇談会で説明申し上げましたように、規模だとか、内容だとかにつ

いては住民の皆さんに又改めて素案を提示して、それで理解を得られれば、厚生病院と話合いをしますとしていますので、その前に議会にこの程度の規模でどうだろうかという話をまた、させて頂きますので、その時にご批判を頂きたいと思います。 ○議長(吉田好宏議長)よろしいですか。それではここで、暫時休憩を致します。

休憩 14時24分

再会 14時41分

○議長(吉田好宏議長)再会致します。以上で、町長に対する一般質問を終わります。

## (教育長に対する一般質問)

○議長(吉田好宏議長)次に、教育長に対しての一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。10番、中村議員。沼田高校問題について、質問してください。 ○10番(中村保夫議員)10番、中村でございます。ここにも書いてあるとおりなのですが、沼田高校が非常に厳しい状況に置かれています。2年前から学力向上プランということで、いわゆる特進コースを作り、とにかく一般大学に向ってもらうような学力をつけてもらおうという事で、町の支出をしているところでありますけれども、その効果が実際に発現しないという状況の中で、再来年の募集からもしかしたらというような実は恐れが出ております。そういった形には絶対にしたくないものだと思っております。50数年この町で続いた高等教育というものが、なくなる。もしもなくなるという事になれば、精神的な痛手というのは計り知れないものがあります。この議場の中にも、沼田高校のOBの方たくさんおられるのですが、その人達は勿論でありますが、回りの人達も、そうか高校も無い町になってしまったかというような打ちひしがれ方になるのではないかなと思っております。

一方で、経済的な損失。これもやはり大きいのではないかなと思っております。教育の問題を銭金で判断するのは、本当は僕も好きでは無いのですが、実際問題として高校教員がこの町に住み、町民税、住民税を払い或いは水道を使い、或いは高校の固定資産税が入ってくる。色々な経済効果、勿論教員の方、或いは生徒達の購買力というものも、先ほど山田先輩の方から、購買力の関係については縷々お話ありましたけれども、そういった経済効果というのは、500万円や1千万円や、5千万ではないだろうと思っております。その実数についてといいますか、推計値について教えて頂きたいと思います。

その上で今、学力向上プランの中で、この前ちょっと調べて見たのですが、600

数十万の財政負担をしているのではないかなと思っております。また、一方翻ってみますと、3年前までのいわゆる生徒にパソコンを買ってあげただとか、運転免許証の補助に交付しただとか色々なことがあって、その時のマックスが、たしか1,100万円だったと思っております。今又、人数が少なくなってきたものですから、その関係でもしも、同じ政策をやったとしてもそんなには掛からないと思うのですけど、そういった事が記憶に残っておりますので、そういった沼田町が受ける恩典と、それから今出しているコストの比較を私としては知りたいと思います。

と申しますのは、今まさに焦びの急と申しますか、来年あたり廃止になるかもしれないという恐怖感の中では、私は学力向上プランと合わせて、3年前の就学優遇措置、そういったものも当然ダブルで交付できないものかなと思います。これは町民の方にしてみれば、或いは道にしてみれば、なんでそんな飴玉作戦をやるのかだとか、或いは在校生と新入生と待遇が違うのは如何なものかだとか、色々な事で文句は来ると思います。でも、なりふりを構っていられる環境ではないというのが、今の私の実感でありまして、そういった点から考えてその中学3年生の進路が決まる今、この時点で考えなければならない。

11月には3者面談といって、教員と本人と父兄との3人で話し合いをする機会があります。その時までには、沼田町はこういう支援を考えているのだと、それが例えば遠隔地から通ってくる、例えば北竜町から通ってくる、秩父別町から通ってくる、或いは納内から通ってくる、多度志から通ってくるそういった人達の通学費助成ですとか、或いは他にも色々なメニューこれから考えて頂きたいのですけれども、そういった形の中で、言葉を悪く言えば飴玉作戦なのですが、そういった事を提示してあげる必要があると思うのです。

その点について、教育長から見解を受け賜わりたいと思いますし、話はちょっと変わるかもしれませんけども、今日が高松教育委員長の最後の定例会だと聞いておりますので、教育委員長の置き土産という意味あいからも、この点について見解を伺いたいと思います。

- ○議長(吉田好宏議長)最初に、教育長。
- ○教育長(松田 剛教育長) 中村議員さん言われる関係は、十分私も感じています。正直言って、こんな顔していますけども、教育長就任してから一番の大きな問題というのは沼田高校ということで、こんな顔していますが、常日頃どういたら一番良いのかという事で色々考えています。実際に、先ほど山田議員さんから町長に対しての質問の中で、町長も答弁しましたが、実際に現実的には難しいだろうという感じはしています。

特に、教育委員会ですとか、事務局で色々検討している中で、飴玉作戦というのは良いのかなということで、他の道内にある色々な学校の実例なども聞きまして、

色々検討しています。実際に、私も教育長になってから、北空知の学校に何回か足を運びましたし、勿論地元の中学校には何回も行って、校長、教頭、進路の担当の先生、学年担任の先生などと色々話をしました。特に今回、中村議員さんから一般質問の通告を受けてから、再度又中学校へ行って、校長先生以下と話をしたり、この何日かの間に、何人かの3年生の保護者とも話をしました。じゃあ何をあげれば良いか、最後に言われることは、とにかく沼田高校に入った後の色々な学力向上が一番ベストなのだけど、今ほど中村議員さん言われたように、それだけでは追いつかないだろうと言われますけども、正直言って父兄の中には、多額の金額をあげれば、子どもを行かせても良いと、冗談めいた事を言われますが、それが果たしてそれが町が支援する策として、上等なのかという考えも色々考えた中で、検討した中では、やはり地道だけどとにかく、沼田高校の小人数の勉強というのが一番良いのだという事を理解してもらうことが一番素晴らしいかなと思っております。

多分、中村議員さんご存知かと思いますが、一昨年中学校の3年生、2年生それからその保護者に色々なアンケートを採った結果というのが、私が見ている範囲では、正直言って飴玉作戦で高校の選択をするかというアンケートに対して、8割の方がNOと言ったという事で、その後、高校振興協議会の小委員会で検討した結果、これからは飴玉ではなく学力向上にという事で考えていますので、今ほど言われましたように、11月に3者面談である程度の進路の先が決まるという事なので、それまでに是非色々な形をしたい。

今実際に、奨励事業でやっているのは、ご存知のように衛星放送ですとか、臨時講師の配置ですとか、進学模試の受験助成ですとか、通学費の助成ですとかで、正直言って今年、先般沼田高校の高校としては何が一番、町に助成して頂くと沼田高校に生徒が来やすいか、高校からも要請がありました。殆どの関係は、これにプラスアルファという事で、正直言って就学旅行の援助をしてほしいですとか、色々な事がありましたけども、中々正直言って、お金をたくさんあげれば来るのかなという感じはしますが、実際に中学校の担当の先生などと色々話している中では、それでは中々行かないのではないかと、先ほど町長が答弁したように、幼・小・中をずっと同じ仲間で生活した中で、是非高校は沼田高校にも行きたいけど、深川とか他の高校に行くと、色々な出会いがあるという事で考えていると聞いたので、自分では先般の教育委員会でも、個々の助成よりは最終的にいかに地道であろうが、学力向上が子供達に対する一番の飴玉になるのではないかという考えが、教育委員会でも免々な話の中で出た結論であります。

ですから、正直言って、中々難しいけれど、とにかく11月の3者面談までの間に地元の中学校及び、北空知の中学校に行って、再度沼田高校の良さをPRして一人でも多くの入学者が迎えられるような形にしたいと思います。

ひとつ先般、道の財政改革の一環として、平成20年に向けて道立高校の新しい高校の在り方を検討する会が今、発足して実際にそれぞれの意見を集約するために14支庁を回っている中で、先般夜高あんどんの次の日に岩見沢で空知管内の会議がありまして、私も出席して是非、意見を言ってほしいという事で行ってきましたけども、色々な学校の先生ですとかPTAの関係者とか色々な人が意見を申し上げた中で、言えることはやはり時代のすう勢というか、こういう少子化の中では中々厳しい中でも、実際には沼田高校のようなやり方をされているというのは、管内でも良いと、で、議員さんもご存知のように近隣では、赤平の高校が沼田高校と同じような現状におかれているという事で、赤平の教育委員会とも連携をとって話を聞いている中では、赤平は何も打つ手は無いという話をしていましたが、沼田町は出来るだけの事は11月の3者面談の間には、もう一度原点に戻って、沼田高校の良さをPRして一人でも多く沼田高校入学をされるよう努力をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

- ○議長(吉田好宏議長)高松委員長。
- ○教育委員長(高松慶子委員長) 先ほども廊下で話していたのですが、教育委員 会へ入らせて頂き、17年もたっているという事で、本当にびっくりしました。

今の、中村さんのご質問、本当に身につまされる思いがします。私が幼い頃は、沼田高校が出来るか出来ないかの頃で、深川へ行きましたけれども、その後沼田高校が建って良かったね、そして前の助役の千葉さんが、沼田高校に入られて、やっていらっしゃるのを見て、よかったねと言っていたのですが、地元に高校がある無いというのは、本当に町の素晴らしいものが在るか無いかという事に関わってくると思います。沼高が今、校長先生にお会いしても本当に、人間が居なくなるのだからどうしようも無いかもしれないけれども、大変だねとおっしゃいます。高校のPTAの会長さんなどにお会いしたら、本当に今の中村議員のおっしゃいますように、飴玉作戦でも何でも良いからとにかく集めたいという気持ちで溢れています。

本当にそういう事って考えたくなるのですが、結局は子供さんがどんなふうに育ってほしいかを考えて、地道にやるという今教育長がおっしゃっていました方法がやはり最善ではないかと思います。いわゆる飴玉作戦的にやるという事が、子供にとって或いは親御さんにとって、その時は良いかもしれない。想い出にもなるかもしれませんが、長続きするかどうか、今年やってまた来年出来ないとか、そういう事にならないように、やはり一本通して沼高はこうあるべきだと考えて、地道でも今、教育委員会がやっているような形で学力を向上する。この学力向上というのは本当に3年経って、受験してみなければ結果が出ませんから、本当に来年、もう1年人数を見なければという本当に瀬戸際に立っている沼田町としては、頭の痛い話ですけども、今精一杯沼田町でやっているという事が、決して他の町村に対して恥

かしい事でも無い、胸を張ってやっていける事ですし私はこのまま、飴玉作戦よりは、今の方法でやっていったら良いのではないかなと思います。以上です。

- ○議長(吉田好宏議長) 10番。
- ○10番(中村保夫議員) -再- 高松委員長に突然のご指名で、大変申し訳ございませんでした。

確かに教育長、教育委員長の言われるとおりなのです。学力をアップさせて、それが後輩達の刺激になって、高校に入って来てもらうというのが本当は理想なのです。それくらいは、私も分かっています。

でも、あと一人か二人ほしいのだと、今年みたいに19人だったらゼロに近いのです。でも21人になったら、1なのです。あと二人か三人の、中学3年生の心をぐっと動かすような事をやらないと、結果的に再来年の4月から募集停止なんて事になったら、こうやって、教育長も教育次長もここに居られるけれども、首の一つや二つで済まないぞという所まできっと行ってしまうのです。

僕はそれくらいの危機感を持たないと、まあ地道に訴えていけば分かってくれる さみたいな、松田教育長の人間性は非常に良く分かるのだけれども、それではもう 足りないと僕は言わざるを得ないのです。

これは、教育長にこれ以上に聞くのは酷なものですから、町長。これはやはり何らかの緊急な対策を打ってください。で、やりますと言って下さい。そうしないと、これは本当にこのままであれば、本当に18人かもしれない、19人かもしれないという所で、もしも何もしないで無くなったとしたら、それこそ泣いても泣ききれない状況になるのではないかなと思うのです。そういう事で、町長から答弁を賜りたいと思います。

それと、先ほど答えて頂けなっかったのですが、町会計にあたる経済効果について、数字的にどれくらいの税収があって、今投入しているお金はこれくらいだというものが分かれば教えて頂きたい。

- ○議長(吉田好宏議長)教育長。
- ○教育長(松田 剛教育長)経済的な関係は、正直言って詳しくは調べていないので後日調べて、中々経済効果というのはちょっと、町が出しているお金は十分わかりますが、それ以外の逆に沼田高校があるために、高校とか先生方の経済効果というのはちょっと調べ不足なので、後程法報告したいと思っています。
- ○10番(中村保夫議員)財政課長はどうでしょうか。
- ○財政課長(辻山典哉課長)経済効果の関係については、今教育長が言われたとおり、町の支出は勿論分かるのですが、町全体の影響というものについては、今現状、手元に資料が無いという中で、後日なんらかの形でお知らせをしたいと思います。
- ○議長(吉田好宏議長)町長。

〇町長(西田篤正町長)教育長からも答弁あったと思いますし、それから振興協議会の中でも小委員会を設けてまでも、論議をしました。それから、話題の中にありました沼田高校が、中学校3年生、2年生の子供さん父兄の皆さん方からのアンケートも拝見させて頂きました。どうも、出しているお金が、子供さん達にとって魅力にはなっていないようだというのが率直な意見です。私の感じている範囲では。

ですから、1千万出そうが、2千万出そうが、子供達の心理は動かないだろう。それで、先般も津田校長が、来てお話の例の一つに通学費の話がありました。これについては、この後の振興協議会で、それでは十分検討しましょうという話をさせて頂きました。と、言いますのは、今来ている学校で納内から過去何年も続いているのですが、その子供兄弟が、沼田町まで二人も来るとなると、現在は深川市内まで来るのを半分助成している程度ですが、それでは非常に負担になられているという話がありました。それ以外の負担というのは、お父さんお母さん達も負担が大変だから沼田高校にしたいとか、援助があるから沼田高校にしたいという判断はまずしないと言うのです。ですからその通学費については、月ごとにお金を出さなければなりませんので、これについては逆に言うと深川までの通学費については各自が負担して下さい。深川・沼田間については、沼田町が支援をしますという方が理屈に合う。それを基準にして例えば、北竜町からバスで来た時、どうゆう料金になるか、あるいは留萌から来た時にどういう料金になるか、そういうものを換算して通学費の助成は考えられるだろうという話をお聞きしました。

それから先般、教育長から沼高のPTAが教育委員会に要望を出したものを拝見させて頂きました。これは今、中村議員がおっしゃる修学旅行費から、ありとあらゆるものを町が持ちなさいという要望でありますけれども、今、中村議員さんは行政の判断が誤ると、責任だよという厳しいお話ですが、逆に私共があまりにもやりすぎると、振興協議会という各団体から出ている皆さん方が論議をして決めるものに対して、町がここまでやるのだから貴方達はこれを認めなさいという形になってしまう気が致します。

それから、さっき申し上げました、小委員会まで設けて検討して、振興協議会が 従来の支援の在り方は無駄だと結論を出した訳ですから、そこの所はどういうふう に判断するか大事だろうと思うのです。それで今、御提言のあったことについては、 率直に振興協議会にお話を申し上げまして、それぞれのご意見を頂いた中で、最終 どういうふうに判断するか、大変お忙しい時期かと思いますが出来るだけ早い機会 に振興協議会を開催致しまして、結論を出したいと思っているところであります。

いずれにしましても、実態の数字は、来年の受験生は沼中で44名と聞いていますが、その50%が来れば軽くオーバーするのです。そこが結局、26%くらいで止まるという所が、一番のネックになっている。そのネックを、どうやったら方向

転換できるかという所なのです。くどいようですが、それは今言った色々な支援をやっても、お父さんお母さん子供さんたちも乗ってこないという、振興協議会の判断。そこを私共はどのように判断するか、苦慮しているところであります。いずれに致しましても、早い時期に相談した結果を議員の皆さん方に、最終的にこうするという大きな転換をしなければならない場合は、全員協議会の開催をお願いしまして相談をさせて頂きますが、私共単独で決定するではなくて、あくまでも振興協議会の委員皆さん方の意見を聞いて、判断をさせて頂きますのでご理解願います。 〇議長(吉田好宏議長)10番。

○10番(中村保夫議員) -再々- ちょっと厳しい言葉も、口にしてしまいましたが、私の浅智恵では飴玉作戦くらいしか思いつかなかったという事で、お許しを頂きたいと思いますが、まあ振興協議会の会長が、確か町長だったと認識しておりますけれども、是非とも、21という数字は是が非でも、はいつくばってでも勝ち取るのだというような気持ちで、これから臨んで頂く事を望みます。以上で、質問を終わります。

○議長(吉田好宏議長)次、12番。橋場議員、学校教育について質問して下さい。 ○12番議員(橋場 守議員)教育長、前回の質問の中で、私は勉強が嫌いな方で という話をしましたけれど、それは学生時代のには通用するのですが、今は通用し ないです。勉強しなければならない立場に置かれている訳ですから、学生の時代に はしてもしなくても良かったのですが、今はしなきゃならない立場に置かれている ので、是非色々な事を、責任もって勉強してほしいなと思います。

作る会の歴史教科書について、私質問したのですが、教育長、それぞれの個々の表現が具体的に記載されているという事だけど、私が聞きたかったのは、時間なくて聞かなかったのですが、あの教科書が歴史の事実をしっかりと本当に書いているのかどうかを見る必要があるのではないかと聞いたのです。私、展示された時に、見に行ったのです。きちっと勉強する暇がなくて、ちらちらと見て後からある人に、ああいう教科書は手に入らないのか聞いたら、入らないそうです。本屋さんにも売っていないし。それで私はそれを、直接全部見れなかったのですが、色々な将来の、こんな教科書を使って教育されたら、子供達に過去の戦争の責任というか、過ちを過ちとも思わない子供達を作ってしまうという危惧を心配してるのです。

その作る会の、編集委員の人達をみていると、小泉さんが世界の外交で、全く相手にされなくなっているというのは、戦争の問題なのです。靖国神社に行ったら、あの戦争は正しかったという宣伝をまともにやっているそうです。それを作っている人達の仲間が、作る会の教科書を作っているそうです。外交問題はよくやっていますと言っていますが、小泉さんがその戦争感をきちっと反省していないために、

世界から相手にされなくなった例として、国連の常任理事国になるために、ドイツだとかブラジルだとかインドだとかと組んでやったのです。そしたら、相当外務省通じて、工作したのだけどアジアで賛成してくれたのは、たった3カ国なのです。よく調べたら、なんだか名前の分からない国と、パキスタンともう一つ人口が何百万くらいの小さな国の、3つつしか支持されていないのです。安全保障理事会に、候補として出たいと言ってもね。その原因が、この作る会の戦争感と同じよな事を靖国神社がやっているものですから、そこに総理大臣がお参りすると、それを国としてその事を承認したという事になるという事で、世界中から相手にされなくなってきています。

特に、アメリカの上院、下院両方とも、例えば教科書の中に、A級審判の人は気の毒な人達だという書き方をしているらしいのです。とんでもない話なのです。犯罪人ではないと。それから、あの裁判そのものが間違いだったという書き方もしているのです。それを子供達に教えられたら、たまったものではないです。だから、そういう点でどうなのかという事を聞きたいのです。

次に二つ目は、小学校が雨漏りなど相当するらしいので、建替えの時期かと思う のですが、これらの見通しがありましたら聞かせて下さい。

○議長(吉田好宏議長)教育長。

○教育長(松田 剛教育長)今橋場さんから言われた関係で、正直言って、学生時 代は勉強しなくていいから、教育委員会きたら勉強しなさいという事で、正直言っ て、一般質問の通告受けてから、新しい歴史の教科書を一通り読みました。今言わ れたように、他の教科書と記述の差は凄くあります。で、これあまり私個人の見解 を言うとおかしいのですが、実際この教科書は、文部科学省が検定を合格したとい う事は、実際にこの教科書は完全に間違いではないという事で、教科書採択になっ ているのかと思います。それで実際に、橋場議員さんの質問の中にもありますよう に、先般の9月2日に新聞に出ていますように、全国でいくと0.04%くらいの教科 書採用としかなっていませんけど、実際にその中で使っているという事で、最終的 に言える事は、北海道の私共は空知という事で、採択が25市町村。それ以外では 夕張市と岩見沢市がそれぞれ単独の採択となっていますので、空知管内では25市 町村で共同で採択をやりました。最終的には、私共の教科書は教育出版という会社 に決まりました。これは例年ですけど、最終結論は歴史的分野では文章表現に極力 無駄を省き、最も良くコンパクトにまとめ、資料や写真集の配置を最小限に留める など工夫を凝らして空知の子供達に合っている教科書を採択したという事になって いますので、そこらへんは正直言って私共も、それに沿った形で教科書を採用した という事なので、そこらへんをご理解頂きたいと思っています。

それと合わせまして、小学校の改築の関係ですけども、これも以前確か今年の第

2回の定例会に、学校の耐震関係でご質問があったかなと思いますが、正直言って小学校は、幼稚園、小学校、中学校の校舎の中では、小学校の一線校舎が昭和37年という事で、もう40年経過していますので、相当老朽化がきているという事で、確かに改築も必要だろうという考えもありますけど、色々な関係で、再生会議の町懇でもありましたように、今財政的に色々大変な状況の中で、小学校の校舎の改築も必要だろうけど、先ほど町長に対する一般質問でもありましたように、病院の改築ですとか色々な関係がありますので、是非ここらへんの関係、役場庁舎内で十分検討頂いて、なおかつやれる時期が来る時は、いつ頃かということで、またやれる状況下になった場合に、議会とも十分相談しながら、詰めていきたいという考えなのでご理解頂きたいと思っています。

○議長(吉田好宏議長) 12番。

○12番議員(橋場 守議員) -再- 教科書採択では、作る会の教科書は不採択になったのは分かっています。大事なことは、ひとつひとつの問題に対して、教育長として意見を持つ必要があると思うのです。だからただ、書き方が簡単だとかではなくて、例えば慰安婦の問題、この人達の問題などは抜けてしまっているそうです。今、強制的に連れてこられた中国の人達の賠償問題裁判がやられているのです。

私は沼田町で、何とかそういう事をきちっとしたいなと思うのですけど、当時畑 に行こうとしている所を、騙して連れてきて、私その頃炭坑にいましたから、台車 に積まれて、それこそ物のように積まれて、中には死んで身体中蛆が涌いている人 もいたのです。そういう人達が、この沼田町にも来たのです。そして戦争が終わっ ても、10何年間知らないで、野山を逃げ歩いていた事があって、それから終戦に なって、本当に炭坑の係員というのがいるのですが、保安係とか何々係といって、 ようするに使う立場の人達。この人達、終戦の時に全部炭坑からいなくなったので す。その場所にいたら、中国の人達や朝鮮の人達を迫害しましたから、殺されると いうことで、誰も炭坑にいれなくなったのです。そういう事実をやはり、知らない と子供達はやはり、特に物を殺す事だけの色々なゲームがありますから、そういう い中で戦争の重さというのを知らせる必要があるので、この公民教科書の中には、 そういう事は全部日本が攻めていって、解放してあげたのだという事で書かれてい るのです。それで中国の人達や、東南アジアの人達も向こうが大歓迎したような話 などがあるので、これは歴史にとっても嘘を書いているので、教育長となったら、 そういう立場で物をみている教育長もいますよ。ですから私は、沼田町の教育長は そんなふうにはなってほしくないと思って質問する訳なのですが、是非、一つ一つ の問題にきちっと見解を持つという事が大事だと思うので、私は聞いた訳です。

この間、今年で原爆が落ちて60年なので、色々なNHKで特集をやりましたね。 アメリカの学生は、原爆を落としたことは教えられるそうですが、だけど、あの惨 状はひとつも教えられていないそうです。だから、こんな酷い事だと知っていたら 私はやはり、ただ原爆を落としただけしか知らないから、あれは戦争を早く終わら せるために良かった事だという判断らしいです。だけど、その惨状を見て、これは 酷いやはり間違いだという意識になったというのです。そういうのをずっとやって いました。やはり私達これから、子供を本当にきちっと人を思いやる心を持つよう に育てていくためには、そういう間違った事は、間違いだったときちっと教える必 要があると思うのです。

そういう隠した教科書だったので、そういうふうに私は思っていたので、教育長 の見解を聞いた訳です。

それから、小学校の老朽化の問題ですけど、色々と金は使わなければならないのはあるのだけれど、沼田町に住んで良かったという、そして子供を産んで良かったという条件の中には、学校の素晴らしさも建物も含めて大事ではないかなと思うので、是非早い時期に、病院の事も色々ありますけども考えてほしいなと思っています。見解があれば、話してもらって、なければいいです。

○議長(吉田好宏議長)はい、以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了いたします。暫時休憩を致します。

# (専決処分の承認)

- ○議長(吉田好宏議長)日程第10、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(辻山典哉課長)承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。 地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同 条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成17年9月12日提出、 沼田町長名でございます。次頁をお開き願いたいと思います。専決処分書、地方自 治法第179条第1項の規定によって、平成17年度沼田町一般会計補正予算専決 第2号を別冊のとおり専決処分する。平成17年8月10日付けでございます。

別冊の専決処分、専決第2号補正予算をご覧頂きたいと思います。

まず、この専決第2号につきましては、衆議院の解散に伴います選挙執行経費、 これを必要とするということから、議会を招集する暇がないという中で、専決処分 をしたものでございます。1頁をお開き願いたいと思います。

- 〔1頁目、朗読〕
  - 6頁をお開き願いたいと思います。
- (「異議なし」の声あり)
- ○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありま

せんか。

# (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採 決致します。お諮り致します。承認第6号は、承認することに、ご異議ありません か。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

## (一般議案)

- ○議長(吉田好宏議長)日程第11、議案第41号。平成17年度沼田町一般会計 補正予算についてをを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。
- 〇財政課長(辻山典哉課長)議案第41号、平成17年度沼田町一般会計補正予算について。平成17年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第4号、1頁の方をご覧頂きたいと思います。

#### [1頁目、朗読]

9頁、歳出をお開き願いたいと思います。補正の第4号の歳出でありますが、歳出補正の主なポイントについてまず、前段ご説明をさせて頂きたいと思います。

まず、一つ目につきましては、旧共成小学校の解体経費、この中でアスベストの 対策費用を追加をした事が1点でございます。

2点目としましては、スコーレセンターにおきますサウナ室、これの改修経費を 計上したこと。

3点目には、ALTの契約満了に伴いまして、民間委託方式に切り換えた事による、関係予算の減額処理を行ったこと。

主なものとしては、この3点を盛り込んでございます。

〔以下、沼田町一般会計補正予算の朗読、説明〕

- ○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番。
- ○13番(大沼恒雄議員)ちょっと確認させて頂きたいのですが、9頁の財産管理

費、アスベスト対策の共成小学校。これは全部で2千万円解体工事に係るという事でいいのですか。

それから次の、振興費のお神輿の250万円というのは、どこのお神輿なのかちょっと分からないので教えて頂きたい。

それとスコーレセンター費の490万円のサウナ改修工事なのですが、私の記憶では前にも一度改修したような気がするのですが、それが実際経っていたのかなと思うのですが、ちょっと記憶違いかどうか。

それと、教育費の中での話になるのですが、先ほど沼田高校の話も出ました。飴玉という言い方を、皆さんお使いだったのですが、私は、これは飴玉ではなくて間口対策として、沼田町が沼田高校に出せる施策として考えておりますので、飴玉という言葉の使い方は如何なものかなと思います。その4点、質問致します。

- ○議長(吉田好宏議長)はい、最初に建設課長。
- ○建設課長(神 憲彦課長)まず、共成小学校の解体費用の関係でございますが、 当初予算でちょっと私も記憶はっきりしていませんが、7百数十万円で当初予算計 上させて頂きました。それに今回、小学校の各教室部分の天井に、アスベスト含有 材を使用した部分があるという事で、このアスベスト処理に係る追加費用として1 68万を計上させて頂いたところでございます。

その他に、財産管理費用としては、小学校の解体の他にまだ、別なものがありま すのでご理解を頂きたいと思います。

- ○議長(吉田好宏議長)次、地域開発課長。
- ○地域開発課長(生沼篤司課長)この神輿の関係でございますが、一昨日ですか、 秋祭りに出る神輿の関係なのですが、この神輿をかつぐ、かつぎ手ですね、先ほど 説明ありましたように、神輿をかつぐ会「紅蓮」という会の方々から、祭りに参加 する際に、きちっと決まった衣装をつけてやりたいという事で、補助金の申請がご ざいまして、それを活性化センターの方へ進達したものでございます。
- ○議長(吉田好宏議長)助役。
- ○助役(藤間 武助役)私の方から、幌新のサウナの改修について答弁させて頂きますが、大沼議員さんが質問されておりました、改修部分ですね。最初は背もたれ部分が蒸気と共に腐ったという事で、1回目の改修をしてございます。今回の部分につきましては、先ほど財政課長からもありましたように、回りの漏水といいますか、湯気が上がらないようにゴム等がドア辺りにしてあるのですが、それがもう10数年経って、劣化してカチカチになっているのですね。ゴムの役目をしていない。そんな事から、天井に蒸気が上がりまして、天井自体がもう落ちかかっている。男性の方です。あのまま放置するのも非常に危ないので、ゴムの部分と、天井部分の改修を今回する費用でございます。

- ○議長(吉田好宏議長)高校関係。教育長。
- ○教育長(松田 剛教育長)先ほど大沼議員さん言いました、飴玉という言葉は、 それは日常会話で使う言葉であって、こういう形でいくと、奨励策ということで置 き換えたいと思っています。よろしくお願いします。
- ○議長(吉田好宏議長)はい、13番。
- ○13番(大沼恒雄議員) -再- お神輿ではなくて、お神輿の人達の半纏代が2 50万円かかったという事ですか。それだけなの。
- ○議長(吉田好宏議長)地域開発課長。
- ○地域開発課長(生沼篤司課長)早い話、そういう事でございます。そこに参加する方々が半纏ですとか、いわゆる半纏を含めた衣装一式です。
- ○13番(大沼恒雄議員) 昨日か一昨日やっていた、お神輿担ぐ時の衣装ですね。 あれ、統一されていましたか。私見ていたけど、そうかな。まあ、分かりました。 いいです。

今教育長、訂正頂いたのですが、そういった事で施策的にはきちっとまた、進め て頂きたいと思います。議長分かりました。

○議長(吉田好宏議長) その他ありませんか。

# (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なしということで、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第41号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### (「意義なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

- ○議長(吉田好宏議長)日程第12、議案第42号。沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(金子幸保課長)議案第42号。沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例について。沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例を提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

提案理由を申し上げさせて頂きます。平成15年6月に、地方自治法の一部改正

する法律が交付されたのに伴い、指定管理者制度が導入されました。そこで、必要な事項は、条例で定める事とされたことによりもので、これは従来の公的主体、普通地方公共団体が出資している法人、沼田でいいますと、株式会社沼田開発公社、その他政令で定めるもの又は、公共団体、これは土地改良区だとか、もしくは公共的団体、農協などに限定したものでしたが、この管理受託者制度を民間事業者を含めた法人、株式会社だとかNPO法人を選定し、議会の議決を得て指定管理者に指定し、公の施設を管理させるというのもであります。

〈以下、条文を朗読、説明〉

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決 致します。お諮り致します。議案第42号は、原案のとおり可決することにご異議 ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

### (議案の一括審議)

○議長(吉田好宏議長)ここで、議案の一括議題についてお諮り致します。この際 日程第13、議案第43号。沼田町在宅老人デイ・サービスセンター条例について から、日程第25、議案第55号。幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例 についてまでの13件は、先ほどの議案42号に伴う関連議案でありますので、一 括して議題に致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

- ○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第43号から55号は一括して議題とすることに決しました。一括して提案理由の説明を求めます。総 務課長。
- ○総務課長(金子幸保課長) それでは、議案第43号以下、13件について私の方から一括提案させて頂きます。

議案第43号。沼田町在宅老人デイ・サービスセンター条例について、沼田町在

宅老人デイ・サービスセンター条例を提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

議案第44号。沼田町観光情報プラザ条例について、沼田町観光情報プラザ条例 を提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

議案第45号。スコーレセンター設置条例の一部を改正する条例について、スコーレセンター設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

議案第46号。沼田町農業者健康管理施設設置条例の一部を改正する条例について、沼田町農業者健康管理施設設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

議案第47号。沼田町陶芸館設置条例の一部を改正する条例について、沼田町陶芸館設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

議案第48号。沼田町自然環境センター設置条例の一部を改正する条例について、 沼田町自然環境センター設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年9 月12日提出、町長名でございます。

議案第49号。沼田町自動車学校設置等に関する条例の一部を改正する条例について、沼田町自動車学校設置等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

議案第50号。沼田町交通教育研修センター設置条例の一部を改正する条例について、沼田町交通教育研修センター設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

議案第51号。沼田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、 沼田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年9 月12日提出、町長名でございます。

議案第52号。沼田町農産物共同利用予冷施設設置条例の一部を改正する条例について、沼田町農産物共同利用予冷施設設置条例の一部を改正する条例を提出する。 平成17年9月12日提出、町長名でございます。

議案第53号。沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設設置条例の一部を改正する条例について、沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

議案第54号。沼田町高品質堆肥製造施設設置条例の一部を改正する条例について、沼田町高品質堆肥製造施設設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

議案第55号。幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例について、幌新い

こいの森公園条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年9月12日提出、 町長名でございます。

以上、提案理由と致しましては、議案42号で議決を頂きました、指定管理者制度の導入によるものでございまして、関係条例の全文改正2件、一部改正11件でございます。指定管理者制度による必要な事項を定めたものでありまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。議案第43号から、 55号について一括して採決を致します。お諮り致します。議案第43号から55 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

### (議案の一括審議)

○議長(吉田好宏議長)ここで、議案の一括議題についてお諮り致します。この際日程第26、議案第56号。沼田町痴呆性老人グループホーム設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第29、議案第59号。沼田町在宅介護サービス利用奨励手当支給条例の一部を改正する条例についてまでの、条例改正案4件は、関連議案でありますので一括して議題に致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

- ○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第56号から59号は一括して議題とすることに決しました。一括して提案理由の説明を求めます。住民生活課長。
- 〇住民生活課長(辻 広治課長)議案第56号から以下、4件の条例の一部改正について説明をさせて頂きます。

議案第56号。沼田町痴呆性老人グループホーム設置条例の一部を改正する条例 について、沼田町痴呆性老人グループホーム設置条例の一部を改正する条例を提出 する。平成17年9月12日提出、沼田町長名でございます。

議案第57号。沼田町在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例について、沼田町在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年9月12日提出、沼田町長名でございます。

議案第58号。沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例について、沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年9月12 日提出、沼田町長名でございます。

議案第59号。沼田町在宅介護サービス利用奨励手当支給条例の一部を改正する 条例について、沼田町在宅介護サービス利用奨励手当支給条例の一部を改正する条 例を提出する。平成17年9月12日提出、沼田町長名でございます。

以上の4件の、条例一部改正の理由について説明させて頂きます。介護保険法等の一部を改正する法律が、平成17年6月29日に交付され、その中のでの「痴呆」の用語見直しに関する部分が、同日付けで施行されたところであります。また、同日付けで、厚生労働省老健局長の通知によりまして、関連する用語も改める旨、通知がありました。これに基づきまして本町の関係する条例の、「痴呆」の部分ですがこれに関しまして「認知症」という用語にそれぞれ改めるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。議案第56号から59号について一括して採決を致します。お諮り致します。議案第56号から59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。ここで暫時休憩を致します。

休憩 15時55分

再会 16時05分

#### (規約の変更について)

○議長(吉田好宏議長)再会致します。日程第30、議案第60号。深川地区消防組

合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。 総務課長。

○総務課長(金子幸保課長)議案第60号。深川地区消防組合規約の一部を変更する規約について、深川地区消防組合規約の一部を次のように変更する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

提案理由と致しましては、地方自治法第286条第1項によって、一部事務組合の規約を変更する場合、構成市町の議会議決を得て道へ提出することになっているのに伴い、提案するものでございます。

構成市の深川市の収入役制度が廃止されたことによりまして、今まで収入役がやっていた仕事を副管理者、深川市の助役でございますが、助役にさせるものでございまして、宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

# (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しま した。

○議長(吉田好宏議長)日程第31、議案第61号。北空知衛生センター組合規約の 一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生 活課長。

○住民生活課長(辻 広治課長)議案第61号。北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約を提出する。平成17年9月12日提出、沼田町長名でございます。

今回の規約の変更につきましては、先ほどもありました消防組合の規約の説明で もありましたが、衛生センター組合の規約の中で、組合の執行機関の組織として組 合長、助役及び収入役を各1名置くこととなっておりました。深川市の収入役とのセンター組合の収入役ですが、3月31日付けをもって退職しており、構成町に収入役を置かないという事になったことにより、今後助役が収入役の事務を兼掌する内容での規約の一部変更でありますので、宜しくご審議をお願い致します。以上です。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しま した。

○議長(吉田好宏議長)日程第32、議案第62号。北空知衛生施設組合規約の一部 を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課 長。

○住民生活課長(辻 広治課長)議案第62号。北空知衛生施設組合規約の一部を変更する規約について、読み上げる前に訂正をお願い致します。後段北空知衛生センター組合規約となっておりますが、この部分北空知衛生施設組合規約の誤りですので、ご訂正お願い致したいと思います。大変失礼しました。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北空知衛生施設組合規約の一部を変更する規約を提出する。平成17年9月12日提出、 沼田町長名でございます。

提案の理由を説明させて頂きます。北空知衛生施設組合では、組合の執行機関の組織として組合長、助役、収入役各1名を置くことになっておりましたが、組合長の属する町での収入役、これは妹背牛町ですが、収入役を置かなくなったことから収入役の業務を助役が事務を兼掌するという事での規約の一部変更の内容となっておりますので宜しくご審議をお願い致します。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑あ

りませんか。

### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しま した。

○議長(吉田好宏議長)日程第33、議案第63号。北空知学校給食組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育委員会次長。

○教育次長(金平嘉則次長)議案第63号。北空知学校給食組合規約の一部を変更する規約について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北空知衛生施設組合規約の一部を変更する規約を提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

これにつきまして、構成町村の沼田町、秩父、北竜、雨竜につきまして、収入役制度を無くしたという事に伴います、規約の変更。それと、もう一つでございますけども、従来組合長につきましては、議会においての選挙、それから選挙の部分につきまして第8条の1項中にありますけれども、組合所在地の町長をもって充てるに改める件、それと同じく、助役につきましては、議会の同意を得て選任する。ということを助役につきましては、組合長の属する町の助役もって充てる。この2点につきまして改正する提案をさせて頂きます。宜しくご審議をお願いします。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

#### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

- ○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しま した。
- ○議長(吉田好宏議長)日程第34、議案第64号。五カ山地区共同利用模範牧場組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。 農業振興課長。
- ○農業振興課長(矢野 潔課長)議案第64号。五カ山地区共同利用模範牧場組合組合規約の一部を変更する規約について、地方自治法第286条第1項の規定により、五カ山地区共同利用模範牧場組合規約の一部を変更する規約を提出する。平成17年9月12日提出、沼田町長名でございます。

### (「説明省略の声あり」)

はい、よろしくお願い致します。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第64号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しま した。

### (一般議案)

- ○議長(吉田好宏議長)日程第35、議案第65号。沼田町土地開発公社の解散についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(辻山典哉課長)議案第65号。沼田町土地開発公社の解散について。公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項及び沼田町土地開発公社定款第26条

第1項の規定により、沼田町土地開発公社を解散する。平成17年9月12日提出、 町長名でございます。

提案理由をご説明申し上げます。沼田町土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得管理、処分、こういった事を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和48年に設立をしたところでございます。以来、住宅用地の取得造成を中心に事業展開を致しまして、稲穂団地、柳町団地、すみれ団地、ほたる団地、これらの団地を造成し良質な宅地分譲を行ってきたところでございますが今後、公社事業として宅地の取得造成の必要性が薄いものと考えられます。

また、各種公共用地の取得にあたっても、補助、起債を財源として町が実施しておりまして、今後の用地取得についても沼田町一般会計による実施が可能であると考えられるところでございます。

以上によりまして、公社存続の意義が希薄となっている現状から、本年度において 公社を解散することと致しまして、議会の議決を求めるものでございます。以上でご ざいます。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第65号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しま した。ここで、暫時休憩を致します。

休憩 16時18分

再会 16時20分

#### (議事日程の追加について)

○議長(吉田好宏議長)再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只

今、事務局より請願書4件について追加案件が提出されました。

この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、日程第36、請願第3号 米 国産などの生馬鈴薯の輸入解禁に関する請願について。日程第37、請願第4号 畑 作政策確立・畑作物価格決定に関する請願について。日程第38、請願第5号 17 年産米の需給適正化等に関する請願について。日程第39、請願第6号 平成17年 度以降の中山間地域等直制支払い制度における道費予算の満額確保に関する請願について。以上、日程に追加することに決しました。

## (請願の一括審議)

○議長(吉田好宏議長)請願の一括議題についてお諮りします。この際、請願第3号から6号までを、一括して議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、請願案第3号から6号は一括して議題とすることに決しました。

議長よりお諮り致します。本請願については、議会規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、請願案第3号から6号は委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。ここで、紹介議員より説明を求めるところですが、この際、 説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮り致します。

請願案第3号から6号を採択すべきものとして決定してご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、請願第3号から6号は採択 すべきものと決しました。

## (議事日程の追加について)

○議長(吉田好宏議長)議事日程の追加についてお諮り致します。只今、採択された 請願に伴う意見書案等6件について追加案件が提出されました。

この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、日程第40、意見案第13号 米国産などの生馬鈴薯の輸入解禁に反対する意見書案について。日程第41、意見案第14号 畑作政策確立・畑作物価格決定に関する意見書案について。日程第42、意見案第15号 17年産米の需給適正化等に関する意見書案について。日程第43、意見案第16号 平成17年度以降の中山間地域等直制支払い制度における道費予算の満額確保に関する意見書案について。日程第44、意見案第17号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書案について。日程第45、閉会中の所管事務調査について。以上、日程に追加することに決しました。

# (意見案の一括審議)

○議長(吉田好宏議長)意見案の一括議題についてお諮りします。この際、意見案第 13号から第17号までを、一括して議題にしたいと思います。これに、ご異議あり ませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、意見案第13号から第17号は一括して議題とすることに決しました。

提案者より説明を求めるところでありますが、この際、説明、質疑、討論を省略致 したいと思います。これにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第13号から意見案第17号について一括して採決致します。お諮り致します。意見案第13号から意見案第17号は、原案どおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、意見案第13号から第17号は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

## ( 閉会中の所管事務調査の申し出 )

○議長(吉田好宏議長)日程第45 閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮りします。本件は、総務文教常任委員会からの調査終了まで、閉会中の所管事務調査の申し出であります。

この際、説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

### (閉会宣言)

○議長(吉田好宏議長)以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。 これにて、平成17年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時27分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

## 《抜 粋》

○議長(吉田好宏議長)日程第31、議案第61号。北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(辻 広治課長)議案第61号。北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約を提出する。 平成17年9月12日提出、沼田町長名でございます。

今回の規約の変更につきましては、先ほどもありました消防組合の規約の説明でもありましたが、衛生センター組合の規約の中で、組合の執行機関の組織として組合長、助役及び収入役を各1名置くこととなっておりました。深川市の収入役とのセンター組合の収入役ですが、3月31日付けをもって退職しており、構成町に収入役を置かないという事になったことにより、今後助役が収入役の事務を兼掌する内容での規約の一部変更でありますので、宜しくご審議をお願い致します。以上です。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

### 《抜 粋》

○議長(吉田好宏議長)日程第32、議案第62号。北空知衛生施設組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

〇住民生活課長(辻 広治課長)議案第62号。北空知衛生施設組合規約の一部を変更する規約について、読み上げる前に訂正をお願い致します。後段北空知衛生センター組合規約となっておりますが、この部分北空知衛生施設組合規約の誤りですので、ご訂正お願い致したいと思います。大変失礼しました。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北空知衛生施設組合規約の一部を変更する規約を提出する。平成17年9月12日提出、 沼田町長名でございます。

提案の理由を説明させて頂きます。北空知衛生施設組合では、組合の執行機関の組織として組合長、助役、収入役各1名を置くことになっておりましたが、組合長の属する町での収入役、これは妹背牛町ですが、収入役を置かなくなったことから収入役の業務を助役が事務を兼掌するという事での規約の一部変更の内容となっておりますので宜しくご審議をお願い致します。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

#### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

### 《抜 粋》

○議長(吉田好宏議長)再会致します。日程第30、議案第60号。深川地区消防組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。 総務課長。

○総務課長(金子幸保課長)議案第60号。深川地区消防組合規約の一部を変更する規約について、深川地区消防組合規約の一部を次のように変更する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

提案理由と致しましては、地方自治法第286条第1項によって、一部事務組合の規約を変更する場合、構成市町の議会議決を得て道へ提出することになっているのに伴い、提案するものでございます。

構成市の深川市の収入役制度が廃止されたことによりまして、今まで収入役がやっていた仕事を副管理者、深川市の助役でございますが、助役にさせるものでございまして、宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

### (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)日程第33、議案第63号。北空知学校給食組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育委員会次長。

○教育次長(金平嘉則次長)議案第63号。北空知学校給食組合規約の一部を変更する規約について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北空知衛生施設組合規約の一部を変更する規約を提出する。平成17年9月12日提出、町長名でございます。

これにつきまして、構成町村の沼田町、秩父、北竜、雨竜につきまして、収入役制度を無くしたという事に伴います、規約の変更。それと、もう一つでございますけども、従来組合長につきましては、議会においての選挙、それから選挙の部分につきまして第8条の1項中にありますけれども、組合所在地の町長をもって充てるに改める件、それと同じく、助役につきましては、議会の同意を得て選任する。ということを助役につきましては、組合長の属する町の助役もって充てる。この2点につきまして改正する提案をさせて頂きます。宜しくご審議をお願いします。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)日程第34、議案第64号。五カ山地区共同利用模範牧場組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。 農業振興課長。

○農業振興課長(矢野 潔課長)議案第64号。五カ山地区共同利用模範牧場組合組合規約の一部を変更する規約について、地方自治法第286条第1項の規定により、五カ山地区共同利用模範牧場組合規約の一部を変更する規約を提出する。平成17年9月12日提出、沼田町長名でございます。

(「説明省略の声あり」)

はい、よろしくお願い致します。

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論 に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第64号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)